

由布市告示第76号

平成18年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成18年2月23日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成18年3月2日
- 2 場 所 由布市挾間町はさま未来館大研修室

開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	後藤 憲次君

3月7日に応招した議員

同上

3月8日に応招した議員

同上

3月14日に応招した議員

同上

3月15日に応招した議員

同上

3月16日に応招した議員

同上

3月24日に応招した議員

同上

応招しなかった議員

なし

平成18年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成18年3月2日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成18年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告 議長報告 市長報告 一部事務組合議会報告 例月出納検査報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第9 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第10 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第11 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第12 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第13 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第14 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第15 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第16 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第18 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第19 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第21 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第23 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について

- 日程第24 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第25 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について
- 日程第26 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第27 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第28 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第29 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第30 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第31 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第32 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第33 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第34 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第35 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第36 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第37 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第38 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第39 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第40 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第41 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第42 議案第34号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第43 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第46 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第47 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第48 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第49 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第50 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第51 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第52 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第53 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第54 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」

- 日程第55 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第56 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第57 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」
- 日程第58 議案第50号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第59 議案第51号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について
- 日程第60 議案第52号 大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について
- 日程第61 議案第53号 大分県交通災害共済組合理約の一部変更について
- 日程第62 議案第54号 平成17年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第63 議案第55号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第64 議案第56号 平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第65 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第66 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第67 議案第59号 平成18年度由布市一般会計予算について
- 日程第68 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第69 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第70 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第71 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第72 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第73 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第74 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第75 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第76 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告 議長報告 市長報告 一部事務組合議会報告 例月出納検査報告

- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合同約の一部改正」
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算(第1号)について」
- 日程第9 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第10 議案第2号 挾間町敬老年金条例の廃止について
- 日程第11 議案第3号 庄内町長寿敬老年金条例の廃止について
- 日程第12 議案第4号 庄内町長寿祝金給付条例の廃止について
- 日程第13 議案第5号 湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止について
- 日程第14 議案第6号 挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について
- 日程第15 議案第7号 庄内町身体障害者年金条例の廃止について
- 日程第16 議案第8号 湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止について
- 日程第18 議案第10号 由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第19 議案第11号 由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第12号 由布市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第21 議案第13号 由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第14号 由布市下湯平共同温泉条例の制定について
- 日程第23 議案第15号 由布市乙丸温泉館条例の制定について
- 日程第24 議案第16号 由布市湯平温泉事務所条例の制定について
- 日程第25 議案第17号 由布市乙丸地区公民館条例の制定について
- 日程第26 議案第18号 由布市湯平ふれあいホール条例の制定について
- 日程第27 議案第19号 由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定について
- 日程第28 議案第20号 由布市挾間ふれあいプラザ条例の制定について
- 日程第29 議案第21号 由布市みことピア条例の制定について
- 日程第30 議案第22号 由布市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第31 議案第23号 由布市湯布院福祉センター条例の制定について
- 日程第32 議案第24号 由布市老人福祉センター条例の制定について

- 日程第33 議案第25号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定について
- 日程第34 議案第26号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定について
- 日程第35 議案第27号 由布市長期滞在施設条例の制定について
- 日程第36 議案第28号 由布市庄内構造改善センター条例の制定について
- 日程第37 議案第29号 由布市庄内農産加工センター条例の制定について
- 日程第38 議案第30号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定について
- 日程第39 議案第31号 由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第40 議案第32号 由布市奨学資金に関する条例の制定について
- 日程第41 議案第33号 由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定について
- 日程第42 議案第34号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第43 議案第35号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第44 議案第36号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第45 議案第37号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第46 議案第38号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第47 議案第39号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第48 議案第40号 由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第49 議案第41号 由布市保健センター条例の一部改正について
- 日程第50 議案第42号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第51 議案第43号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第52 議案第44号 由布市農業施設条例の一部改正について
- 日程第53 議案第45号 市道の路線認定について
- 日程第54 議案第46号 事務の委託協議について「大分市」
- 日程第55 議案第47号 事務の委託協議について「別府市」
- 日程第56 議案第48号 事務の委託協議について「杵築市」
- 日程第57 議案第49号 事務の委託協議について「九重町」
- 日程第58 議案第50号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第59 議案第51号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合同規約の変更について
- 日程第60 議案第52号 大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合同規約の変更について

- 日程第61 議案第53号 大分県交通災害共済組合理約の一部変更について
- 日程第62 議案第54号 平成17年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第63 議案第55号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第64 議案第56号 平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第65 議案第57号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第66 議案第58号 平成17年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第67 議案第59号 平成18年度由布市一般会計予算について
- 日程第68 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第69 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第70 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第71 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第72 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第73 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第74 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第75 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第76 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について

出席議員(26名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |

教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	太田 光一君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	挾間公民館長	江藤恵美子君
庄内公民館長	井 正弘君	湯布院公民館長	佐藤 和利君
体育振興課長	佐藤 省一君	監査委員	宮崎 亮一君

午前10時20分開会

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成18年第1回由布市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、年度末の公私ともに何かと多忙な中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

御案内のように、町村合併に伴い、昨年10月1日に由布市が誕生して以来、はや5カ月が経過いたしました。本年18年が由布市にとりましては事実上重要な第1歩を踏み出した年といっても過言ではないと思います。今定例会は、由布市としての平成18年度一般会計予算を初め各会計の初めての通年予算など、まちづくりに直接関係する、しかも多種多用にわたる案件を審議する重要な議会であります。

今回提出されます諸議案の内容につきましては、後ほど市長から説明がなされますが、由布市として市民のためのまちづくり、福祉の向上など市政運営の初めての本格的な新年度予算であり、またこれに関連する重要な諸議案であり、議員各位におかれましては綿密周到な御審議により適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

時既に春とは申せ、余寒まだ去りがたき折から、議員各位には御自愛いただきまして、本定例会での審議に精励くださるようお願いを申し上げます。

なお、市長を初めとする執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査等に対し格段の御配慮と御協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本定例会につきましては、挾間庁舎4階議会棟部分が現在改修工事中のため、昨年と同様に仮の議場として未来館大研修室を利用しております。したがって、本会議や各常任委員会など、審議の過程においては施設設備が不十分で、何かと不便をおかけすると思っておりますが、皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。
市長（首藤 奉文君） 皆さんおはようございます。本日ここに、平成18年第1回由布市議会定例会を招集いたしましたところ、皆さん方には公私大変御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。先ほど議長も申されましたけれども、昨年の10月に合併して以来5カ月が経過いたしましたけれども、今定例会をもちましてこれから新しい由布市のほんとの意

味のスタートであるというふうに私も認識しております。そういうことで、皆さん方の慎重御審議をお願いしたいと思います。

本会議に先立ちまして、本会議のときに私自身の施政方針を述べさせていただきますし、また、18年度の一般会計並びに予算等々予算議案15件、そして予算外議案51件、報告1件、承認2件の重要議案の御審議をお願いすることとなっております。議員各位には慎重御審議をいただきたいと思いますが、議案の内容につきましては上程の際に申し上げたいと思います。

今日が2日でございます、24日までということで大変議会、長丁場でございますが、議員の皆様には健康に十分留意される中で、慎重御審議を賜りたいと思っております。大変簡単でありますけれども、開会に当たりまして市長としてのごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より市長、助役、教育長、代表監査委員、各部課長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

まず本日、市長から本定例会に上程予定の議案のうち、議案第9号由布市肉用牛特別導入事業基金条例等の廃止について及び議案第34号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定についての2件について、撤回の申し出がありました。議長として、この2件の議案の撤回を許可しましたので、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号より行います。

なお、議事日程中、先ほど撤回を許可しました日程第17、議案第9号由布市肉用牛特別導入事業基金条例等の廃止について並びに日程第42、議案第34号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定についての2件は、本日の議事日程から削除し、当該日程番号を欠番といたします。

日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、7番、溝口泰章君、8番、西郡均君の2名を指名いたします。

日程第2．会期の決定について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間と決定いたしました。

日程第3．諸報告

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告をいたします。12月定例会以後の議長の報告です。

12月27日、大分市福宗清掃工場にて大分市リサイクルプラザ安全祈願祭が挙行され、出席をいたしました。

1月4日、はさま未来館にて、由布市新春祝賀互礼会が行われ、皆さんとともに出席をしました。

1月5日、第24回全国都道府県対抗女子駅伝出場のあいさつのため、湯布院中学校2年生の加藤岬さんが来庁しました。

1月6日、挾間町上田会館にて、挾間町商工会新年互礼会が開催され、出席をしました。

1月9日、はさま未来館にて、平成18年由布市成人式が挙行され、皆様方とともに出席をいたしました。

1月12日、庄内町にて、平成18年由布市庄内町消防団特別点検が行われ、出席をしました。

1月13日、湯布院町にて、平成18年由布市湯布院町消防団特別点検が行われ、出席をしました。

1月14日、挾間町にて、平成18年由布市挾間町消防団特別点検が行われ、出席をしました。

1月15日、挾間町にて挾間町少年少女交流駅伝大会が開催され、出席をしました。

1月16日、大分県庁にて、湯布院厚生年金病院に関する情報交換会が行われ、市長、助役とともに出席をしました。

1月19日、第24回全国都道府県対抗女子駅伝出場の結果報告のため加藤岬さんが来庁いたしました。

1月25日、杵築市にて、新杵築市発足記念式典が挙行され、出席をいたしました。

1月25日、大分市にて、平成17年度知事を囲む自治運営懇話会が開催され、出席をしました。

1月27日、国土交通省九州地方整備局に国道210号線改修促進協議会から、早期改修についての要望活動のために助役とともに出席をしました。

2月1日、県道別府挾間線整備改良要望のため、市長及び由布市挾間町石城川地区促進協議会の方々とともに、大分県土木事務所を訪問しました。

2月3日、日出生台演習場にて、米海兵隊実弾射撃移転訓練に伴う訓練公開が行われ、皆さんとともに出席をいたしました。

2月3日、陣屋の村にて、挾間町商工会主催の進出企業懇談会が開催され、出席をしました。

2月9日、庄内庁舎にて、行財政改革特別委員会が開催され、同席をしました。

2月11日、湯布院町由布山荘にて、春季県体第48回県内一周合同駅伝競走大会の開催に伴う由布市選手団の結団式が行われ、出席をしました。

2月15日、はさま未来館にて、由布市発足記念式典が挙行され、皆様方とともに出席をしました。

2月17日、湯布院町ゆふの丘プラザにて、由布市と別府大学との協力協定書調印式が挙行され、出席をしました。

2月20日、庄内町畑田にて、市道天神山猪野中尾線1期工区改良事業に係る開通式が挙行され、出席をしました。

2月20日、佐伯市にて、第76回大分県市議会議長会理事会が開催され、事務局長とともに出席をしました。

2月23日、庄内庁舎にて、議会運営委員会が開催され、同席をしました。

2月23日、庄内庁舎にて、由布市土地開発公社理事会が開催され、出席をしました。

2月24日、湯布院町由布山荘にて、春季県体第48回県内一周合同駅伝競走大会開催に伴う由布市選手団の反省会が開催され、出席をしました。

2月25日、はさま未来館にて、平成17年度宮田保育園園児発表会が開催され、出席をしました。

同じく2月25日、湯布院町ゆふの丘プラザで第25回日本太鼓全国講習会が開催され、出席をしました。

2月26日、竹田市直入町中央公民館にて、直入庄内区域農用地総合整備事業完工式典が挙行され、出席をしました。

2月28日、庄内庁舎にて、由布市と大分大学との協力協定書調印式が挙行され、出席をしました。

2月28日、湯布院町にて、自衛隊湯布院駐屯地松井指令歓迎会が開催され、出席をしました。

3月1日、庄内庁舎にて、第63回大分国体由布市実行委員会設立発起人会が開催され、出席をしました。

同じく、湯布院庁舎横の健康管理センターにて、平成17年度由布市地域保健委員会理事会が開催され、出席をしたところであります。

以上で議長の報告を終わります。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、平成17年12月に開催されました第1回定例会以降の市政諸般の主な事項について報告を申し上げます。

平成17年12月22日に、森光秀行氏の助役選任に御同意をいただきましたことから、12月27日辞令交付と就任式を行いました。助役より、健全財政の確立と由布市の基盤づくりに全力を傾注するとの決意のあいさつを受けたところでございます。

新年1月4日には、各庁舎で、仕事始めの式を行うとともに、土地開発公社の事務局長の後藤胖治君が1月1日付で退職、これに伴い、同日付で総合政策課課長補佐加藤康男君を由布市土地開発公社事務局長の兼務発令をいたしました。また、事務の円滑な執行を行うために、主幹以下5名の職員の異動と、業務援助を発令したところでございます。

次に、4日11時より、はさま未来館におきまして、新年祝賀互礼会を開催し、議員皆様を初め各界各層の方々の御参加をいただく中で由布市の飛躍と発展の年となるよう、出席者の皆様と祈念をいたしたところでございます。

次に、1月9日、はさま未来館におきまして、今年の成人式を、新成人455名のうち283名が出席して開催をいたしました。私からは、これまでに育ててくれた両親に対して感謝の心を忘れずに力強く生きてほしいと、新成人からは、皆が一体となって由布市の新しい歴史をつくっていけるよう頑張りたいと謝辞があり、私も将来を楽しみにしているところでございます。

次に、1月12日、由布市庄内町消防団特別点検を庄内総合運動公園多目的広場で実施いたしました。県のモデルとして団長以下235名の消防団員と積載車31台が出動、人員服装点検に始まり、機械器具点検、訓練点検、放水点検を行いました。

翌13日には、湯布院町消防団特別点検が由布院小学校グラウンドで実施いたしました。団長以下222名の消防団員とポンプ車6台、積載車12台が出動、降雨の心配があり、時間を早めて開始するなど少雨の中、一部次第を変更した上で、すべての点検を行うことができました。

翌14日、挾間町消防団特別点検は、挾間中洲賀グラウンドで実施の予定でしたが、あいにくの降雨により、挾間小学校体育館に会場を移し実施をいたしました。団長以下182名の消防団員と、積載車21台が出動、人員服装点検、訓練点検、群列行進等を狭い会場ながら臨機応変に実施することができました。庄内町、湯布院町、挾間町ともに使命感旺盛なきびきびとした訓練に私は感動いたしましたところでございます。

次に、1月16日、湯布院厚生年金病院の公営施設としての存続要望を県福祉保健部に行いました。

次に、1月19日、在日米軍海兵隊実弾砲撃訓練に伴い、対策本部、現地対策事務所若杉連絡所を開所いたし、市民並びに地元住民の不安解消に努めました。

去る1月20日から実施されました在沖縄米軍の移転訓練は、関係者の御協力により、2月16日、大きな事故もなく無事終了いたしました。しかしながら、今回の移転訓練におきましては、情報伝達のおくれや協定書にない小火器類の訓練要請があるなど、過去にない混乱を招いたことは大変遺憾に思っているところでございます。今後、引き続き4社協を通じて、協定書の遵守並びに訓練の恒常化を阻止する要請などを行ってまいりたいと考えております。

次に、2月1日、大分土木事務所に、後藤議長、挾間町石城川地区促進協議会の委員10名と同行して、県道別府挾間線の改良工事の早期着工を要望いたしました。県土木事務所大石次長より、来年度から調査に入り、区間を定めて整備をしていきたいとのことでございました。また、用地について地元の協力を要請されたところでございます。

次に、2月1日から2月6日にかけて、地域審議会を各町ごとに開催いたしました。この地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づきまして地域審議会を設置するもので、2月1日に湯布院地域審議会、翌2日に庄内地域審議会、6日に挾間地域審議会を開催、それぞれ町ごとに委嘱状の交付と所掌事項の説明をいたし、各町とも15名の委員の中から会長、副会長選任をいたしました。湯布院審議会の会長に衛藤昭彦氏、副会長に佐藤敏雄氏、庄内地域審議会の会長に大塚壽徳氏、副会長に首藤久美子氏、挾間地域審議会の会長に二宮邦弘氏、副会長に池見篤子氏に決定をいたしました。

次に、2月2日、防犯ブザーの貸与を挾間町の全小学校と湯布院町の未配付の小学校に貸与をいたしました。これは昨年、市内においても不審者による声かけ事案が発生したため、通学時の児童の安全確保のため貸与をいたしました。

次に、2月11日、県内一周駅伝の由布市チームの結団式が由布山荘で行われ、選手の健闘を祈り激励をいたしました。県内一周駅伝は2月20日から2月24日まで5日間にわたり開催され、由布市チームは連日の健闘で4位というすばらしい成績で終了することができました。この駅伝は、今年も挾間町を再スタートいたしました。来年以降は庄内庁舎前からの再スタートをしたいとの主催者大分合同新聞社の意向であることを申し添えておきたいと思っております。

次に、2月15日、由布市発足記念式典をはさま未来館で行い、竹中総務大臣代理として総務省消防庁総務課国民保護室の青木室長、広瀬勝貞大分県知事、衛藤征士郎衆議院議員を初め国会議員、県議、市議会議員の方々や多くの市民の御臨席をいただく中、厳粛にとり行うことができました。また、合併時の町長には総務大臣表彰、町長、議会議長には県知事表彰を受けました。そして、合併協議会の委員として携わった各委員には市長感謝状を送りお礼を申し上げたところでございます。総務大臣を初め県知事ならびに各来賓の方々から御祝辞や激励の言葉をいただいたところでございます。

翌2月16日、新市発足記念フォーラム由布を法政大学教授岡崎先生を講師に、まちづくり研

究会を実施いたしました。

次に、2月17日に、別府大学とゆふの丘プラザで後藤議長、久保副議長、安部自治委員長ら立ち会いのもと、総合的かつ継続的に大学と市が協力して、自治体における諸課題の解決を目指すことを目的として、総合協力協定の調印をとり行いました。

また、2月28日には、大分大学と庄内庁舎にて相互協力協定の調印を行ったところでございます。

また、同日、県広報コンクールで、市報ゆふが特選を受賞し、この授賞式がございました。これにより全国コンクールに県代表として推薦をいただきました。

次に、市の公聴事業の一貫として市政懇談会を開催いたしております。この懇談会では、由布市のまちづくりビジョンを紹介するとともに、市民の皆さんからまちづくりに対する意見を伺うことを目的にして、2月20日に庄内町の大津留地区を対象に影戸公民館で、2月23日には挾間町石城地区を対象に北部地区多目的共同施設で、2月27日には湯布院町湯平地区を対象に湯平地区公民館でそれぞれ開催され、貴重な意見をいただいたところでございます。

次に、2月23日、中山間地域直接支払交付金事業の会計検査院の検査があり、交付金事業の対象とならない土地が含まれていることが判明いたしました。現在まだ調査中ではありますが、今後は会計監査院の指導のもと、対応をまいりたいと考えております。

次に、3月1日、由布市観光の拠点であります湯布院観光の花形辻馬車の走りぞめ、春を告げる行事辻馬車開きが開催されました。また、午後には「風のハルカ春の語り合い」と題して、脚本の大森美香さん、演出の片岡敬司さん、ヒロインの村川絵梨さんも登場して、参加の皆さんを交えて語り合う会が開催されました。

次に、由布市地域包括支援センターの設置については、由布市地域包括支援センター運営協議会準備委員会で協議を重ねる中で、由布市社会福祉協議会に委託での設置が決定され、3月1日にこの答申を受けたところでございます。今後はこの答申を尊重し、実施体制の確立に向け支援と指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、出張関係について御報告申し上げます。

1月15日に京都府で行われました全国都道府県女子対抗駅伝に大分県代表として出場した湯布院中学校加藤岬さんの応援に行っていました。新聞等で御承知のとおり、第3区の3キロを9分49秒、区間10位で6人抜きを演じる好走で県チームの躍進の原動になりました。私を初め多くの市民に感動を与えてくれたことに感謝しているところでございます。

次に、1月18日、障害者自立支援サミットが福岡市で開催され、この研修会に出席いたしました。これは障害者自立支援法の施行に向けて新しい障害者施策に対する理解の促進と法律の円滑な施行を目的に、法律の趣旨等について直接市町村長に説明がありました。

次に、1月27日、B & G全国首長会議が東京都港区日本財団ビルで開催され、出席いたしました。

次に、2月21日、昨年10月から放送されたNHK連続テレビ小説「風のハルカ」の収録終了に伴い、大阪帝国ホテルでクランクアップパーティーがNHK大阪放送局長を初め多くの関係者の出席のもと、開催されました。市からは、風のハルカ活用振興協議会の会員等15名が参加し、関係者にお礼を申し上げたところでございます。

以上、簡単ではございますが、市政諸般の主な事項についての報告を終わります。
議長（後藤 憲次君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、一部事務組合議会の報告を受けます。由布大分環境衛生組合議会議長山村博司君。
由布大分環境衛生組合議長（山村 博司君） 皆さんおはようございます。それでは、由布大分環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。

平成18年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会は、2月27日午後1時30分より、由布大分環境衛生組合会議室で開催されました。その結果について御報告いたします。

まず、首藤奉文管理者より、次の行政報告がありました。アスベスト含有物の家庭用電化製品等の問題であります。分解や粉砕した場合に飛散のおそれがあると経済通産省より報告されておりまして、鬼崎不燃物処理場では人体に及ぼす影響から、粉砕処理を中止したことにより、2月から持ち込み不可となりました。4月からは他の清掃工場へ持ち込み処理を行うことで大分市と協議が整ったとの報告がありまして、また新設し尿処理施設が平成16年4月、稼働いたしました。ことし3月で2カ年を経過、この間大きなトラブルもなく、効率よく稼働してきましたが、性能保証期間2カ年が3月25日をもって期限切れとなることから、性能発注書どおり機能が確保されているか稼働状況の検査を実施しているとの報告がありました。

主な行事では12月27日、仮称大分リサイクルプラザ建設の安全祈願祭が福宗清掃工場隣接地で行われ、市長、文教厚生常任委員会の議員及び由布大分環境衛生組合議会議員が出席いたしました。

1月25日、組合議会施設研修を福宗清掃工場、鬼崎不燃物処理場、佐野清掃センターの各施設で行いました。

次に、平成17年度定期監査報告がございました。監査委員より、平成18年2月3日に、由布大分環境衛生組合会議室で定期監査を実施し、予算状況について収支その他の関係帳簿など適正、的確に整理され、正確に執行されている。また、財産管理、業務管理についても適正に管理されているとの報告がございました。

議事に入りまして11議案が上程されました。議案1号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合の規約の変更については、町村合併に伴い、組合を組織

する数の減少で組合規約を変更するものです。

議案第2号由布大分環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について、議案第3号由布大分環境衛生組合に臨時的に任用した職員の分限に関する条例の制定について、第4号由布大分環境衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について、議案第5号由布大分環境衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について、議案第6号由布大分環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第7号由布大分環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、議案第8号由布大分環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について、議案第9号由布大分環境衛生組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定についてまでの8条例については、組合職員の管理運営上必要なため条例制定を行うものです。採決の結果、全員賛成により可決されました。

議案第10号平成17年度由布大分環境衛生組合補正予算(第3号)についてであります。暫定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,477万7,000円とするものであります。主な歳入は、負担金の減額274万1,000円、手数料の減額の230万円です。この減額の要因は、確定によるものです。主な歳出は、総務費の減額の120万円、清掃費減額1,376万6,000円、予備費995万2,000円増額するものであります。

次に、議案第11号平成18年度由布大分環境衛生組合予算についてであります。歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ5億5,271万6,000円とするものです。主な歳入は、負担金5億2,168万8,000円、手数料1,593万1,000円、繰越金1,500万円などです。主な歳出は、総務費6,610万6,000円、衛生費4億1,619万1,000円、公債費6,913万3,000円などです。採決の結果、全員賛成により可決されました。

なお、詳細な資料につきましては私の手元にありますので、必要があれば申し出をいただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

議長(後藤 憲次君) 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告を求めます。宮崎代表監査委員。どうぞ。

監査委員(宮崎 亮一君) それでは、例月出納検査の実施状況について御報告申し上げます。

ただいま申し上げましたように、議長からお話がありましたように、地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成17年12月の例月出納検査の実施状況を御報告申し上げます。

検査の年月日は17年の12月26日と、それから18年の1月25日の2回についてであり

ます。

まず、17年12月26日の検査につきましては、いずれも検査の対象は収入役及び企業管理者の保管する平成17年9月末、10月末及び11月末現在の現金のあり高及び出納状況であります。

検査の実施状況につきましては、収入役及び企業管理者の保管する平成17年9月末から11月末までのそれぞれの現金のあり高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検査なら現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査する予定でありましたが、現在の会計 その当時の現在の会計課の業務の状況聴取で、合併後の新規の電気システム、また著しい業務量の増加の中で支払い事務を優先させなければならなかった状況などのために検査資料の整備はできておりませんでした。その結果、その月の予定の検査はできませんでした。また、水道事業会計もオンラインシステムの関係上、処理が遅滞しておりましたので、水道課も検査することができませんでした。それを踏まえまして、次回までに資料を整備し、通常の検査ができるように、今後の迅速な対応について協議をしまして、御指導させていただきました。

次に、1月25日の例月出納検査でございますが、検査の結果を御報告申し上げます。対象は17年9月末から12月末までのそれぞれの現金のあり高及び出納諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査いたしました。前回間に合わなかった資料もほぼ整備されており、旧3町から由布市への引き継ぎ事項など検査資料の計数は出納状況調書の件数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めました。

水道事業会計につきましては、月末時点の水道料の未収状況について、電算処理上のプログラム修正中ということでチェックできませんでしたが、早急な処理を求めました。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 例月出納検査の結果報告は終わりました。

日程第4．市長の施政方針

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、市長の施政方針を受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 初めに。由布市が誕生して5カ月余りが過ぎまして、私が市長に就任して4カ月、初代の由布市長として、市政の円滑な推進に職員ともども「潤いに満ちた安らぎと誇りもてる由布市」を築くため「融和・協働・発展」の基本理念を掲げ、これまで取り組んでまいったところでございます。

イタリアのトリノで開催されました冬季オリンピックも2月の26日の閉会式をもって、感動と興奮の12日間に幕を閉じました。荒川選手が獲得した日本念願の金メダルは、全国民に感動と勇気を与えてくれました。

そんな中で、大分県では春季県民体育大会・第48回県内一周大分合同駅伝大会が開催され、由布市チームは大分県4位と頑張り、由布市誕生の歴史の1ページを披露することができました。選手はもちろん、多くの関係者の御支援のもとに、一丸となつての戦いに、由布市民とともに私自身も感動と誇りをいただいたところでございます。

さて、18年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を述べ、皆様並びに市民の皆様に市政に対する御理解と御協力をいただきたいと思います。

さて、我が国の経済は、長期にわたる停滞傾向から脱出の傾向にあるとはいわれているものの、所得の伸びは横ばい傾向で、デフレ状況も続き、景気改善の兆しはまだまだ明るい状態とはいいがたく、極めて難しい状況にあり、依然として不透明でございます。このような中で、今後少子高齢化は急速に進み、地方分権の名のもとに三位一体改革が大きく取り上げられるなど、地方自治としては厳しい状況下での困難な行政運営を余技なくされているところでございます。

由布市におきましても合併後の本格的な市政運営において、市民ニーズに対応すべく、行財政改革と合併時に策定したまちづくり計画の建設計画を視野に入れまして予算編成を行ったところでございます。

しかしながら、経済の長期低迷による市税収入の伸び悩みと三位一体改革による国や県の補助金削減や地方交付税の減額により財政運営は極めて厳しい状況となっております。

合併後の本格予算編成で新しい由布市のまちづくりを真摯に検討したところでございますが、限られた財源と福祉事業を中心とした予想以上の経常経費の増加が見られる中で、初代市長として市政を担うに当たり、その責任の重大さを深く認識しているところでございます。市民の融和と協働と発展の基本理念を市民皆さんに御理解をいただき、3万6,000人が「健康で豊かで潤いに満ちた誇りの持てる由布市」として、福祉・教育・産業を核に、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく決意でございます。

18年度由布市の本格市政運営に当たり、就任当初の12月議会で提案いたしました3つの理念と7つの政策についての実現を目指し、最大限の努力をいたす所存でございます。

まず私は、市政の基本理念として1つ目に「融和」を提唱いたしました。それぞれ3地域には、これまで50年近くにわたって築き上げてきた風土やあるいはすばらしい伝統、文化がございます。この伝統文化や仕組みを、あるいはそれぞれの地域の違いをお互いが理解し合う中で、それぞれがそれを認め合うことが一番大切であると私は考えております。そこから由布市が出発できるものと考えておるところでございます。

由布市のまちづくりは、今始まったばかりでございますが、まちづくりは人づくりであると私は考えております。このまちづくりの基礎をしっかりとつくり上げることが最も重要であり、私に課せられた責務であるとも考えております。そのためには、人と人、地域と地域の融和が最も

大切であると考えております。

その取り組みとして、将来を見つめた段階では、教育面では、3地域の子供たちを一堂に集め、通学合宿をさせることにより将来に向けての強いきずなづくりを行ってまいりたいと思っております。

また、市民の健康と生きがい対策事業の充実、さらには地域間の交流を活発に行ってまいりたいと考えております。そのため市内循環のくるりんバス号の運営検討や市民を対象とした市内の施設やイベントをめぐるツアーバスの運行などの検討を行うなどの事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「協働」の理念として、市民の皆さんが主役のまちづくりを強く提唱していきたいと思っております。地域の皆さんの声を反映するために、18年1月に3地域で発足した地域審議会の活用と地域の総合的振興を図るとともに、さまざまなまちづくりの課題に対する市政の諮問的機関としての「まちづくり会議」の設置や全国のまちづくり情報の収集と最新情報の必要性から「専門アドバイザー」制度を確立してまいります。

また、市民とのパートナーシップのまちづくりを充実するための「ゆふコミュニティー」事業と、市民自治を確立するための「市民自治条例」の制定を進めてまいります。さらに、由布市を横断する大分川の景観・環境整備を進める「市民総ぐるみボランティア制度」のしくみづくりを行ってまいります。

次に、市民サービスの向上と効率的な財政運営を図る観点から、行政の仕事を企業や地域、NPO団体等の市民の皆さんが積極的に参画してもらう制度を検討してまいります。

3つ目の「発展」の理念でございますけれども、まず由布市のまちづくりの総合的な教科書となるべく「由布市総合計画」の策定を行います。また、次代を担う子供たちの教育環境整備についても、具体的な事業化を進めてまいります。特に、挾間町の「未来クラブ」の制度は、行政と市民の新しい関係として今後独立した組織として発展的に全市に広げてまいりたいと考えております。

また、さまざまな分野での発展に向けての事業も積極的に進めているところでございますが、以上で基本理念に基づいた主な考え方の事業の概要を終わらせていただきます。

次に、7つの政策についてでございますが、1点目の公平・公正ということにつきましては、市政の情報提供と公開を基本に考え、市民の皆さんと市政を運営するための「情報公開条例」や「個人情報の保護」の充実を努め、さらに私の交際費の公開とあわせて、逐次開催の市政懇談会や市民対話集会などで積極的に情報の公開と公表、提供を行ってまいりたいと思っております。

2点目の「チカラ強い市政の実現」ですが、厳しい財政事情の中でこの危機を乗り越えるために、行政はもとより、あらゆる方面、あらゆる方々の痛みも伴うものであると考えておりますが、力

強い市政実現のためにまず行政改革を最優先で行います。

私が本部長となる「行財政改革推進本部」も活動を開始し、市民の視点による進捗状況の評価や提言をいただく「行財政改革推進会議」も3月中に開催する予定にしております。

経費の節減に努めることは当然でございますが、市の財源確保のためのしくみや知恵、情報が必要なことから、職員や市民も参加してのプロジェクトチームを早々に立ち上げたいと考えております。

3点目の「協働と自立の創造」でございますが、市民の皆さんとの協働のまちづくりをこれから最も最優先として進めていかねばならないと考えております。市役所の財政が厳しいことを理由に、これまでの行政の仕事を市民にお願いするという発想ではなく、国や県の行政事務の権限委譲が進行する中で、地方行政の末端自治体の行政サービスはこれから肥大化しています。ということからも、協働のまちづくりを進めていかねばならないと考えております。

さらに、効率的でより利便性と即効性が必要とされる今日、市民の皆さんとのパートナーシップのまちづくりのために「ゆふコミュニティ制度」の創設を行います。地域自治の確立を図るために、挾間・庄内・湯布院にそれぞれ2地域、合わせて6地域のコミュニティモデル事業を展開してまいります。このモデル地域は、少子高齢化が進む中においても、地域みずからが地域のことを考え、安全安心な地域づくりを確立する制度を構築していくためのモデル地域としていきたいと考えております。

4点目の「愛情ある福祉のまちづくり」につきましては、市になったことによりまして大分県からの権限委譲に伴う財政負担も増してまいりました。市としては、高齢者の健康づくりや介護に関する総合的な業務を行う「包括支援センター」を挾間・庄内・湯布院地域の3カ所に設置して、専門的かつ総合的に保健師等を配置して、介護制度と高齢者の健康業務を担う拠点としていきたいと考えております。

また、市の総合的な健康と福祉の拠点となるべき総合福祉センターの建設について調査研究の検討委員会の設置を行います。

今日の社会は、人より物が優先される社会であると言われておりますが、それだけに、これからはより心を大切にされた社会を考えていかねばならないと思っております。子供の笑顔や高齢者の笑顔、さらには家族の笑顔の構築や強い絆を強めていかねばならないと考えております。また、温かい、明るい家庭づくりにも積極的に応援をしてみたいと考えております。

大分県には全国に自慢できるサッカーのJリーグ「大分トリニータ」のプロチームがございましたが、この本物のプロスポーツのサッカー観戦をするなど、家族間の絆や会話、あるいは家族共通の話題を構築してもらい、笑顔あふれるまちづくりの一環としたいと考えております。

財政の厳しい中ではございますが、福祉の充実を目指し、福祉のまちづくりのトップランナー

を目指したいと考えているところでございます。

湯布院地域は、観光地としてまちづくりのトップランナーであると言われております。またそのとおりだと思いますが、この由布市は福祉のまちづくりとしてもキラリと光るまちづくりを進めてまいりたいと思います。

5点目の「教育の充実」でございますが、次世代の由布市を担う「ゆふっこ」の教育の充実を図るために、感性豊かで健やかに成長できる教育環境の整備が必要であると考えております。市内の各学校は、一部を除きまして大変老朽化が進んでおりますが、逐次整備を進めてまいります。

また、国際化や知性あふれる子供の教育のために、総合学習のカリキュラムの中で生活体験型の教育やオリジナル事業として英語力を高める専任の英語指導員を各町に配置してまいりたいと考えております。

また、由布市唯一の県立「碩南高校」が「由布高校」として名称変更されることになりました。碩南高校としての名称に歴史のピリオドが打たれますが、由布市の歴史とともに「由布高校」が新たにスタートすることになり、個性あふれる高等学校として、関係する機関と可能な限り協力を進めてまいりたいと考えております。

6点目の「安全で安心な市政」では、日本が安全で安心な国として世界的に評価を受けておりますが、最近の世相は考えも及ばない犯罪が多発している状況でございます。年間400万人の観光客が訪れる湯布院や都市型のまちあるいは過疎型のまち、その地域が存在する由布市にとりましても市民の皆さんが安全で安心して暮らせることは行政の最大の課題でもあります。「住んでいる人も訪れる人も命の循環を大切にすまち」が由布市のまちづくりの理念でございます。

そのために、地域と行政と市民が循環型の社会を構築し、観光や農林業が循環型の社会を営み、男性と女性、お年寄りと若者、子供と大人とがうまく循環すること、つまり地域コミュニティー型の市政運営が必要であり、これらを構築してまいります。

7点目の「つながりと連係と循環のまちづくり」でございますが、最後になりましたが、つながりと連係と循環のまちづくりの推進、3地域の振興を図るために、各地域振興局で地域の自然や伝統文化の継承、さらに地域産業の振興を推進するための事業を行います。

NHK朝の連続テレビドラマ「風のハルカ」は、400万人の観光交流人口を有する湯布院観光の経済効果をさらに高め、全国の人々の注目を浴びているところでございますが、この湯布院のすばらしさをいつまでも持ち続けるための環境保全を含めた環境条例の制定を行います。

さらに、農林業の振興につきましては、中山間地域特別支払い制度事業を生かすなど地産地消を基本に据えて考えてまいりたいと思います。

最後に、3つの基本理念と7つの政策は、由布市の総合計画の策定の中で、さらに進化すべく事業を精査し、織り込んでまいりたいと考えておりますけれども、3つの町のこれまでの風土や

歴史を大切にしながらも、ある意味では改革も必要と認識をしております。

いずれにいたしましても、市民が主役のまちづくりを進めていくために、市役所は市民の暮らしのお手伝いに徹することが大切であると、という認識の中で、市政運営を行っていく所存でございます。そのためには、常に職員が市民サービスのために「改革と知恵と技と汗」を惜しまないことの大切さを認識するとともに、私自身が先頭に立ち「由布市の歴史の1ページ」の扉を開いてまいりたいと考えております。

以上、平成18年度の市政運営に当たりましての基本的な方針並びに主要な施策について申し上げます。

深刻な財政状況と複雑多岐にわたる難しい社会状況の中、3万6,000人の市民の長として責任を深く認識し、いかなる困難が生じようとも市民の皆さんの目線に立ち、市民が主役の市政を行い、困難な行政運営を克服してまいりたいと決意をしております。

合併後間もないという甘えはもう許されず、由布市のまちづくりに「待ったなし」の時期がまわっております。「合併してよかった」、「由布市に生まれ、ここで生活できて心からよかった」と思える「希望と誇りの持てるまちづくり」を目指してまいる決意でございます。

市議会、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、平成18年度の施政方針といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5．請願・陳情について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、請願・陳情を議題といたします。

議会事務局長に請願、陳情の朗読を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読をいたします。朗読は、件名、それから請願・陳情者の住所、氏名、それから紹介議員のみとさせていただきます。

なお、氏名の敬称は省略をいたします。

まず請願7件について朗読をいたします。

受理番号1番、件名、排水路整備に関する請願書、請願者の住所、氏名、由布市庄内町櫛木番地、三重野博己、紹介議員、佐藤人巳。

受理番号2番、件名、用水路及び護岸の「改良工事」に関する請願、請願者の住所、氏名、由布市庄内町淵番地、庄内町淵6区自治委員佐藤健一郎外4名、紹介議員、山村博司。

受理番号3番、件名、湯布院町で発生する入湯税を当該地域に還元、運用することを求める請願書、請願者の住所、氏名、由布市湯布院町川上番地、湯布院温泉協会協会長志手淑子外

1名、紹介議員、太田正美、小林華弥子。

受理番号4番、件名、教育基本法の理念を生かし、実効性ある教育改革を求める請願、請願者の住所、氏名、由布市庄内町大字大龍 番地、大分県教職員組合大分郡支部執行委員長中和田久、紹介議員、佐藤郁夫。

受理番号5番、件名、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願、請願者の住所、氏名並びに紹介議員は受理番号4番と同じでございます。

それから受理番号6番、件名、自主防犯パトロール隊活動に対する助成金交付のお願い、請願者の住所、氏名、由布市湯布院町下湯平 番地の 、湯布院無線防犯パトロール隊代表幸野光義、紹介議員、吉村幸治、藤柴厚才、溝口泰章。

受理番号7番、件名、佛光寺下のJR久大線踏切拡幅について、請願者の住所、氏名、由布市湯布院町川北 番地の 、荒木自治委員立川哲雄外4名、紹介議員、久保博義、立川剛志。

次に、陳情3件について朗読をいたします。

受理番号1番、件名、大分郡ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書、陳情者の住所、氏名、由布市挾間町向原 番地 、大分郡ゴルフ協会会長秦富隆外11名。

それから受理番号2番、件名、「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情、陳情者の住所、氏名、東京都港区西新橋 - - 、日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長堀口士郎。

それから受理番号3番、件名、日出生台での米海兵隊の実弾砲撃訓練に関する陳情書、陳情者の住所、氏名、由布市湯布院町川上 番地の 、浦田龍次外1名。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 朗読が終わりました。

請願受理番号1番から7番までの7件、陳情受理番号1番、2番の2件は、会議規則第134条及び第138条の規定により、お手元に配付の請願並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。陳情受理番号3番については、陳情の趣旨から、日出生台演習場対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、陳情受理番号3番については、日出生台演習場対策特別委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6．報告第1号

日程第7．承認第1号

日程第 8 . 承認第 2 号
日程第 9 . 議案第 1 号
日程第 1 0 . 議案第 2 号
日程第 1 1 . 議案第 3 号
日程第 1 2 . 議案第 4 号
日程第 1 3 . 議案第 5 号
日程第 1 4 . 議案第 6 号
日程第 1 5 . 議案第 7 号
日程第 1 6 . 議案第 8 号
日程第 1 8 . 議案第 1 0 号
日程第 1 9 . 議案第 1 1 号
日程第 2 0 . 議案第 1 2 号
日程第 2 1 . 議案第 1 3 号
日程第 2 2 . 議案第 1 4 号
日程第 2 3 . 議案第 1 5 号
日程第 2 4 . 議案第 1 6 号
日程第 2 5 . 議案第 1 7 号
日程第 2 6 . 議案第 1 8 号
日程第 2 7 . 議案第 1 9 号
日程第 2 8 . 議案第 2 0 号
日程第 2 9 . 議案第 2 1 号
日程第 3 0 . 議案第 2 2 号
日程第 3 1 . 議案第 2 3 号
日程第 3 2 . 議案第 2 4 号
日程第 3 3 . 議案第 2 5 号
日程第 3 4 . 議案第 2 6 号
日程第 3 5 . 議案第 2 7 号
日程第 3 6 . 議案第 2 8 号
日程第 3 7 . 議案第 2 9 号
日程第 3 8 . 議案第 3 0 号
日程第 3 9 . 議案第 3 1 号
日程第 4 0 . 議案第 3 2 号

日程第 4 1 . 議案第 3 3 号
日程第 4 3 . 議案第 3 5 号
日程第 4 4 . 議案第 3 6 号
日程第 4 5 . 議案第 3 7 号
日程第 4 6 . 議案第 3 8 号
日程第 4 7 . 議案第 3 9 号
日程第 4 8 . 議案第 4 0 号
日程第 4 9 . 議案第 4 1 号
日程第 5 0 . 議案第 4 2 号
日程第 5 1 . 議案第 4 3 号
日程第 5 2 . 議案第 4 4 号
日程第 5 3 . 議案第 4 5 号
日程第 5 4 . 議案第 4 6 号
日程第 5 5 . 議案第 4 7 号
日程第 5 6 . 議案第 4 8 号
日程第 5 7 . 議案第 4 9 号
日程第 5 8 . 議案第 5 0 号
日程第 5 9 . 議案第 5 1 号
日程第 6 0 . 議案第 5 2 号
日程第 6 1 . 議案第 5 3 号
日程第 6 2 . 議案第 5 4 号
日程第 6 3 . 議案第 5 5 号
日程第 6 4 . 議案第 5 6 号
日程第 6 5 . 議案第 5 7 号
日程第 6 6 . 議案第 5 8 号
日程第 6 7 . 議案第 5 9 号
日程第 6 8 . 議案第 6 0 号
日程第 6 9 . 議案第 6 1 号
日程第 7 0 . 議案第 6 2 号
日程第 7 1 . 議案第 6 3 号
日程第 7 2 . 議案第 6 4 号
日程第 7 3 . 議案第 6 5 号

日程第 7 4 . 議案第 6 6 号

日程第 7 5 . 議案第 6 7 号

日程第 7 6 . 議案第 6 8 号

議長（後藤 憲次君） 次に、本議会に提出されました日程第 6、報告第 1 号平成 1 8 年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出についてから、日程第 7 6、議案第 6 8 号平成 1 8 年度由布市水道事業会計予算についてまでの 6 9 件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきますけれども、その前に私からおわびを申し上げます。

本定例会におきまして、議案第 9 号で肉用牛特別導入事業基金条例等の廃止を、また議案第 3 4 号で基金廃止に関連する優良基礎牛貸付基金条例の制定についての 2 議案を上程するようにならしていただきましたけれども、担当職員の制度に対する認識不足から、現時点での廃止は困難であることが判明いたしました。全員協議会で議員の皆様へ議案の撤回をすることについての事情を説明をいたしました。先ほど撤回についての御承諾をいただいたところでございます。今後はこのようなことのないよう十分注意してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、各議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第 1 号平成 1 8 年度財団法人陣屋の村事業計画を説明する書類の提出について御説明申し上げます。

去る 2 月 2 1 日に、陣屋の村研究室において、財団法人陣屋の村理事会が開催されまして、事業計画並びに収支予算が承認されました。これに伴い、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定によりまして、財団法人陣屋の村経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

大分県交通災害共済組合に別府市が加入したことに伴い、同組合規約の一部改正を専決処分いたしましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、承認第 2 号平成 1 7 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、職員退職手当組合の納付金に不足が生じ、その不足額を追加するものであり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、財源といたしまして特別交付税を見込んでおります。

次に、議案第 1 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明を申し上げます。

辺地につきましては、交通条件等に恵まれず、他の地域に比較して生活環境が不利な状況で、住民の数その他について政令で定める要件に該当する地域となっておりまして、今回の合併を機に、改めて地域の状況の確認を行った結果、由布市内には15の辺地が存在することになりました。

現在の辺地に係る総合計画の状況でございますが、湯布院町と庄内町につきましては、本年度が5カ年計画の最終年度、挾間町は16年度から5カ年計画の2年目となっております。策定に当たっては、挾間町が計画期間中でありましたが、由布市としては計画期間の統一を図った方が議会審議の上でも、また今後の事業実施に当たっても適当と判断をし、県とも協議の上、平成18年度から5カ年計画としたところでございます。今回は市内ですべての辺地について総合整備計画を策定しておりまして、総合整備計画の議決は優良起債であります辺地債事業を実施するための必須条件となっております。このほど法の規定による県との事前協議が終了し、異議なしとの回答をいただきましたので、今回計画案を提案させていただきました。

次の議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止から、議案第3号庄内町長寿敬老年金条例の廃止、議案第4号庄内町長寿祝金給付条例の廃止、議案第5号湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止についてまでの4議案につきましては、旧3町の敬老年金、長寿祝金、誕生祝金を廃止する条例でございます。

敬老年金につきましては、旧町では個人に支給してありましたが、この制度を見直し、社会福祉協議会に対して地域支え合い事業や地域支援事業などの事業援助といたしました。特に由布市地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託する中で、日常生活圏域である挾間、庄内、湯布院の3地域にそれぞれ設置し、保健師3名の派遣や運営経費を提供し、地域福祉の拠点を目指し、高齢者対策の施策といたしました。

一方、長寿祝金、誕生祝金につきましては、敬老祝い品制度に改め、100歳、米寿、喜寿の年齢に達した人に由布市内で共通の商品券を商工会より発行、支給し、地域経済の活性化や商工会、農協等の組織の充実や強化を図るものでございます。

次に、議案第6号挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止、議案第7号庄内町身体障害者年金条例の廃止、議案第8号湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止についてまでの3つの議案につきましては、旧3町の身体障害者福祉年金を廃止する条例でございます。新しい制度といたしまして、従来の年金受給者に加え、精神福祉手帳保持者も敬老祝い品制度と同様に商工会からの市内共通の商品券で対応し、身障、知障、精神の3障害に対する施策といたしました。

次に、議案第10号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について御説明を申し上げます。

厳しい財政状況の折から、大分県農林水産部とも協議を行い、ふるさと水と土保全基金を取り壊し、土地改良事業に充当するものであります。

続きまして、議案第11号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げ

げます。

本案につきましては、国の三位一体改革による財政状況のさらなる悪化や、財政改革に対する市民の思い等を勘案いたしまして、平成18年4月から平成21年9月末までの間、私を含め、助役及び教育長、常勤の特別職及び教育長の給与月額5%の減額措置を行うための特例条例を制定するものでございます。

次に、議案第12号由布市国民保護協議会条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項に、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めるとの規定により、由布市におきましても市民の保護のための措置に関する重要事項の審議や由布市国民保護計画を作成するために諮問機関として必要であることから条例の制定をお願い申し上げるものでございます。

続きまして、議案第13号由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例につきましても、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第31条に、市町村対策本部に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるとの規定により、由布市においても市民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処する必要があることから、条例の制定をお願いするものでございます。

次の議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてから、議案第15号由布市乙丸温泉館条例の制定、議案第16号由布市湯平温泉事務所条例の制定、議案第17号由布市乙丸地区公民館条例の制定、議案第18号由布市湯平ふれあいホール条例の制定、議案第19号由布市庄内口ノ原ふれあい広場条例の制定、議案第20号由布市挾間ふれあいプラザ条例、議案第21号由布市みことピア条例の制定、議案第22号由布市老人福祉施設条例の制定、議案第23号由布市湯布院福祉センター条例の制定、議案第24号由布市老人福祉センター条例の制定、議案第25号由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の制定、議案第26号由布市陣屋の村自然活用施設条例の制定、議案第27号由布市長期滞在施設条例の制定、議案第28号由布市庄内構造改善センター条例の制定、議案第29号由布市庄内農産加工センター条例の制定、議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてまでの17件の議案につきましては、すべて指定管理者制度に係る条例の制定でございます。

地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理が従来の管理委託制度から指定管理者制度に改められた措置に対応したものでございます。今回の指定管理者制度では、この施設の管理権限を民間企業や団体等を指定して、指定管理者による管理を可能にするための条例改正等でございます。

次に、議案第31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について御説明申

し上げます。

制度改正に伴いまして精神福祉手帳 1 級所持者が新たに支給対象に、また入院時の食事を事故負担とする等の改正がなされたことに伴う条例制定でございます。

次に、議案第 3 2 号由布市奨学資金に関する条例について御説明を申し上げます。

奨学資金につきましては、旧挾間町の奨学金を引き継ぎ、由布市全域に適用するものでございます。

次に、議案第 3 3 号由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定についてでございますが、教育奨学資金基金につきましては、由布市の教育奨学金に充てるためのものでございます。

次に、議案第 3 5 号由布市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

これは人事院勧告によります国家公務員給与の地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し及び年功的な給与上昇的な抑制と職務職責に応じた号給構造への転換が主な柱となっております。本市におきましてもこの人事院勧告に伴い、給料表の切りかえ及び昇給の抑制等の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 3 6 号由布市職員の育児休業に関する条例の一部改正について及び議案第 3 7 号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

これは議案第 3 5 号の人事院勧告に伴い、関係条文の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 3 8 号由布市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

国民健康保険税の税率改定につきましては、合併協定項目の調整方針として国民健康保険税については 3 賦課方式により合併時に統一を図る。なお、大幅な負担増となる場合については調整を行うという取り決めの中で、旧庄内町と旧湯布院町で 1 7 年度まで採用しておりました固定資産税に対する資産割を廃止して、平等割、均等割、それから世帯の所得に応じて算定する所得割の 3 賦課方式で税率を統一するよう検討を重ねてまいりました。

しかし、各地域の状況を見ますと、国民健康保険税の中で大きなウエイトを占めております所得割率の格差や医療費につきましても 1 人当たりの費用額で 4 万円以上の差が生じておりまして、一度に統一を図ることは著しく混乱を招くおそれがあり、各々の調整を図りながら、合併特例法によりまして最長 3 力年で各地域における所得割率の不均一を解消し、できるだけ早期に税率の統一を図り、均一課税に移行させたいと考えておるところでございます。

次に、地方税における株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正に伴う規定の整備についてでございますが、地方税法の改正に伴います条例の読みかえの案件でございます。

次に、議案第 3 9 号由布市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成 1 2 年に介護保険法が施行され、法附則において、施行後 5 年後の見直しの規定により介

護保険法が改正されたところでございます。また、17年度においては、第2期介護保険事業計画の最終年度と同時に、第3期介護保険事業計画の策定の年度でございます。策定につきましては、由布市介護保険事業計画策定委員会で法改正を踏まえた事業計画の策定をいたしたところでございます。

以上により、第1号被保険者の第3期介護保険基準額は4,387円となります。このことに伴いまして、段階区分並びに段階別保険料額の変更が必要となります。また、17年の税制改正による保険料率の特定を定めるため、由布市介護保険条例の一部改正を提案するものでございます。

次に、議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

制度改正に伴いまして、母子家庭の文言を1人親家庭に改め、新たに父子家庭を加え、18歳までの子供を対象とし、入院時の食事が自己負担となる等の一部改正でございます。

次に、議案第41号由布市保健センター条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

挾間町の旧保健センターは、これまでは保健のレセプト点検及び会議室等に使用しておりましたが、有効利用を図るため本条例の一部改正を提案するものでございます。

次に、議案第42号由布市公民館条例の一部改正について御説明申し上げます。

川西地区公民館の所在地で地番が相違していることが判明したため、この地番の是正を、また湯布院公民館のロビー使用料で金額の定めがなかったため一部改正を行うものでございます。

次に、議案第43号由布市特別会計条例の一部改正について御説明を申し上げます。

久住飯田南部区域広域農業開発事業は、昭和58年度から昭和60年度にかけて旧湯布院町の畜産振興を図る目的により実施されました。事業費に係る借入金を償還する目的で、久住飯田南部広域農業開発事業特別会計を設置し、その基金の運用等で償還する計画でございましたが、預金金利等の利率低下に伴い基金が底をつき、現在は一般会計からの繰入金により償還している状況でございます。このようなことから、由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計を廃止するための一部改正でございます。

続きまして、議案第44号由布市農業施設条例の一部改正についてでございますが、一部の農業施設や自治公民館施設を指定管理制度へ移行することに伴いまして、関係する施設を整理統合するための一部改正でございます。

次に、議案第45号市道の路線認定について御説明申し上げます。

最初の路線は、挾間町高崎を通る旧県道別府挾間線の一部延長847メートル、幅員4メートルの道路を東表北苑線とするものでございます。2つ目の路線は、挾間町来鉢を通る同じく旧県

道別府挾間線の一部、総延長286メートル、幅員4メートルの道路を袋尾無田線とするもの
でございます。

以上、2車線につきまして、移管に伴い、市道として認定するものであり、道路法第8条第
2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号事務の委託協議について、「大分市」から、議案第47号事務の委託協議
「別府市」、議案第48号事務の委託協議「杵築市」、議案第49号事務の委託協議「九重町」
までの4議案について一括して御説明申し上げます。

市民の生活経済圏の拡大に対応した新たな広域行政窓口サービスのニーズが求められておりま
す。今回提案するサービスが仕事や学業等で住民登録や本籍のある市町村以外の市町村に来てい
るため、住民登録や本籍のある市役所等に行くことができない住民に対して、住民票の写しや印
鑑登録証明書等が本市や大分市、杵築市、別府市、九重町の広域行政窓口サービスの参加自治体
で受け取ることができる制度でございます。行政区域を超えた本事業の提供を通じ、市民サー
ビスの充実を図るものでございます。

続きまして、議案第50号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減につ
いて、議案第51号大分県退職手当組合の組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組
合の規約の変更について、議案第52号大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減
少及びこれに伴う同組合規約の変更について並びに議案第53号大分県交通災害共済組合規約の
一部改正についてでございますが、この4議案につきましては、市町村合併によりそれぞれの組
合を構成する団体等の数の増減に伴い、同組合規約の一部を変更するものであり、議会の議決を
求めるものでございます。

次に、議案第54号平成17年度由布市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上
げます。

今回の補正は、平成17年度の各種事業費の見込みがついたことに伴う補正でございます。補
正予算総額につきましては4億6,038万2,000円を減額して、歳入歳出それぞれ100億
195万5,000円にするものでございます。

まず、補正予算で減額の主なものは、挾間庁舎の議場改修費、ほのぼのプラザ建設工事費、由
布川小学校改造事業費の工事費の決定による減額でございます。また、ラグビー場建設工事につ
きましては、平成17年度中に優良債の借入れが無理となりましたので、工事費全額を減額し
て、平成18年度予算に再度計上いたしております。

補正での追加の主なものは、医療扶助費の増嵩による生活保護費、保育園の園舎炎上による由
布川保育園の改築費、国保基盤安定事業の交付決定による一般会計繰り出し金の追加が主なもの
でございます。また、災害復旧事業では、農林、文教の災害復旧事業費の確定に伴い減額となり、

公共土木施設災害においては追加となっております。その他事業費の組み替えも今回行っておりまして、

次に、議案第55号平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、平成17年度における支出確定、または歳出の確定についての予算編成をいたしております。

歳入歳出予算の総額は19億9,753万2,000円で、今回の補正額は9,694万9,000円でございます。

歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、国庫負担金100万3,000円の増額、国庫補助金1億2,062万1,000円の増額、療養給付等交付金2,404万8,000円の増額、県負担金54万7,000円の増額、県補助金1億654万5,000円の減額、共同事業交付金1,523万6,000円の増額であり、補正の状況は交付決定に伴うものでございます。

その他では、一般会計からの繰入金と諸収入の事業実績に伴う増額補正でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。今回の補正につきましては、支出の確定並びに支出見込みに対する増減の補正でございます。

主なものについて御説明を申し上げます。総務費103万円の増額、保険給付費1,576万円の増額、保健事業費186万2,000円の減額につきましては、支出見込みに対する補正であり、共同事業拠出金19万9,000円の増額、諸支出金366万6,000円の増額については、支出額の決定に伴う補正であります。予備費の増額につきましては、各種交付額の決定、不用額の減額補正によるものでございます。

続きまして、議案第56号平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出ともに5,047万2,000円を減額し、予算総額は15億5,554万8,000円といたしました。

主な歳出について御説明を申し上げますと、介護サービス等諸費の減額により、介護給付費を5,033万7,000円減額いたしました。

次に、議案第57号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、湯平簡易水道事業の完成に伴う3,727万6,000円の減額でございます。歳入歳出総額それぞれ2億5,303万7,000円とするものでございます。

次に、議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申

上げます。

今回の補正の主なものは、収益的予算では、挾間取水所の取水ポンプの故障に伴う修繕費と電算システム委託料の発生による組み替えであり、歳入歳出それぞれ3億1,011万1,000円とするものであり、資本的予算では、合併時工事請負費の予算誤謬による減額と企業費の減額でございます。

続きまして、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算について、その概要の御説明を申し上げます。

国の平成18年度予算における概算要求基準においては、歳出改革路線を堅持強化し、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化、効率化により、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額も極力抑制することを基本方針として、公共投資関係費及び裁量的経費については、前年度比でマイナス3%以下に抑制することとしております。

こうした中で、由布市の平成18年度の当初予算編成は誕生後初めての通年予算であり、合併協議会における協定項目でもございます住民サービスは高く、料金は安くという条件のもと、また行財政改革元年として大変厳しい予算編成となりました。

まず、歳入では三位一体の改革による税制改革で、わずかな市税の増収が期待できるものの単位費用の見直しによる地方交付税の減額、さらには税源移譲に結びつく各種国庫補助金、負担金の減額によって大幅な減収となる見込みでございますが、旧3町の平成17年度当初予算額と比較しますと若干の伸びとなっております。

次に、歳出では公債費が依然とした高水準にあり、少子高齢化による扶助費の増加も見込まれ、さらに国保、老人、介護の特別会計に対する繰り出し金が増加する一方、新市の一体感の情勢と均衡ある発展のため由布市建設計画に位置づけた施策を着実に推進する必要があることから、一段と厳しい財政運営を強いられることになりました。このため、平成18年度の予算編成に当たっては、国、県の動向などを十分に見きわめながら財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めつつアウトソーシングや指定管理者制度の活用、既存の事務事業の見直しにより歳出を抑制するとともに、予算の重点的、効果的な配分に努めることを基本に予算編成に取り組みました。このようなことから、平成18年度由布市一般会計予算の歳入歳出の総額は145億8,400万円となっております。旧3町の17年度当初予算及び肉づけ予算合計と比較して、2.9%の伸びとなっております。

まず、会議費では議員報酬等の経費で1億8,059万7,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は1.2%となっております。

次に、総務費では自治員報酬、三役等の人件費、電算機保守委託料、戸籍事務費等が主なもので22億4,119万2,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は15.4%であります。

次に、民生費では生涯福祉費や児童福祉費に対する経費、生活困窮者に対する保護費、母子医療経費や保育所運営費、老人に生きがいと健康づくりを推進する地域支え合い事業費、国保、老人、介護保険への各特別会計繰り出し金が主なもので41億2,090万9,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は28.3%となっております。

次に、衛生費では市民の健康保持と疾病の早期発見を推進する各種検診事業や老人保健事業を初め、自然環境保全のための小型合併浄化槽設置補助金、その他由布・大分環境衛生組合負担金、上水道及び簡易水道事業、健康温泉館事業、農業集落排水事業の各特別会計繰り出し金が主なもので14億4,420万円を計上し、歳出総額に占める構成比は9.9%となっております。

次に、労働費では高齢者の就業を補助するための運営費で738万6,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は0.1%となっております。

次に、農林水産事業費では農業基盤の整備、集落営農推進に係る経費、林道整備事業等が主なもので11億8,500万8,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は8.1%となっております。

次に、商工費では、商工会補助金、街並み景観整備事業費、観光協会補助金、祭り事業補助金等で1億3,865万8,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は1%となっております。

次に、土木費では市道の維持補修費、道路新設改良費、公共下水道事業特別会計繰り出し金等が主なもので8億6,391万5,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は5.9%となっております。

次に、消防費では消防団員の報酬、由布市消防署の常備経費等で6億9,069万3,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は4.7%となっております。

次に、教育費では教育委員会費、小中学校の管理経費及び情報教育に係る教育振興経費、生涯学習推進経費、幼稚園運営費、公民館運営費、体育施設整備費等が主なもので15億1,822万3,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は10.4%となっております。

次に、公債費では、元金及び利子の償還金で20億7,387万6,000円を計上し、歳出総額に占める構成比は14.2%となっております。

なお、地方自治法第217条の定める予備費として2,000万円を計上しております。

以上の歳出に充当する財源といたしましては、まず自主財源は51億21万7,000円で、歳入総額に占める割合は35%となっております。

その主なものを申し上げますと市税では35億5,882万4,000円、分担金負担金で6億2,937万3,000円、使用料及び手数料2億4,078万3,000円、繰入金4億354万6,000円、繰越金1億5,000万円でございます。

次に、依存財源総額は94億8,378万3,000円、歳入総額に占める割合は65%となっ

ております。主なものを申し上げますと、地方譲与税で5億207万7,000円、地方消費税交付金3億5,300万円、地方交付税45億41万9,000円、国庫支出金11億9,779万5,000円、市債17億2,020万円等を措置し、歳入及び歳出の均衡を図ったところでございます。

次に、議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

今回の予算編成につきましては、平成17年度実績見込みを根拠に編成いたしております。歳入歳出の予算の総額は32億4,004万1,000円であります。

歳入の主なものについて御説明をいたしますと、まず国民健康保険税は8億7,900万5,000円で、全体の27%でございます。

次に、国庫負担金でございますが7億7,682万6,000円、国庫補助金2億595万2,000円で、国庫支出金として全体の30%でございます。

また、療養給付等交付金6億7,580万6,000円で、全体の21%となっております。

次に、県負担金ですが1,012万円、県補助金1億5,785万円で、県支出金として全体の5%となっております。

その他の歳入では、高額医療費、共同事業交付金並びに保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の一般会計よりの繰入金と基金の取り崩しによる繰入金となっております。

次に、歳出を御説明申し上げます。

主な支出としては、連合会を通して支払う保険給付費20億8,952万8,000円、その他の療養諸費で2億2,622万7,000円、老人医療費等の負担金としての拠出金6億3,667万5,000円、合わせて29億5,243万円で、歳出予算総額の約91%を占めております。

また、国保加入者で2号被保険者の介護納付金として1億8,912万、高額医療費に対する保険金として高額医療費共同事業拠出金4,048万1,000円、各種保険事業として2,171万2,000円、その他の歳出として基金積立金等で3,007万円を計上いたしました。

次に、第61号議案平成18年度由布市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出の総額はそれぞれ48億5,504万1,000円でございます。

歳出の主なものとして、医療給付費が47億6,500万円で、歳出総額の98.1%を占めております。その財源として、支払い基金交付金25億9,563万4,000円、国庫負担金15億626万6,000円、県負担金3億7,656万6,000円、一般会計繰入金として3億7,656万8,000円計上しております。

次に、議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算案について御説明を申し上げます。

予算編成の基本方針といたしましては、第3期事業計画に基づき円滑かつ適正な介護保険サービスの提供及び保険運営に図るための予算を計上いたしました。その結果平成18年度の歳入歳出予算の総額は27億5,896万7,000円となっております。

主な歳出について御説明申し上げますと、介護サービス等、諸費等として、保険給付費に26億5,289万4,000円、新規事業の介護予防事業費として地域支援事業費に5,306万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、平成18年度特別会計歳入歳出予算の収益的収入及び支出の総額をそれぞれ2億2,416万と定めさせていただきました。

歳出では、工事請負費2,700万円と公債費1億2,173万2,000円及び維持管理費に伴う費用が主なものであり、歳入の財源として水道使用料の1億2,048万円と一般会計繰入金9,509万7,000円が主なものでございます。

続きまして、議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳出では、元金と償還金、利子を含めて1,566万2,000円です。

歳入では、一般会計より繰入金となっております。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,649万7,000円と決めました。

次に、議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

今回の歳入歳出予算の総額は1億1,251万2,000円で、歳入の主なものは一般会計繰入金8,581万5,000円、基金繰入金390万6,000円、使用料が1,993万8,000円となっております。

歳出では、事業に伴う一般管理費が1,247万2,000円、維持管理費が2,193万5,000円、公債費が7,760万5,000円となっております。

続きまして、議案第66号平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,878万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、健康温泉館収入2,768万8,000円、繰入金1億

2,110万円でございます。

歳出の主なものといたしましては、健康温泉館費6,187万8,000円、公債費8,580万8,000円、予備費110万2,000円でございます。

次に、議案第67号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額はそれぞれ392万2,000円で、平成8年度に公共用地先行取得債で購入した向之原駅隣接駐車場用地の返済予算であり、平成18年度に完済予定でございます。

最後に、平成18年度由布市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水道事業につきましては、平成18年度特別会計歳入歳出予算の収益的収入及び支出の総額をそれぞれ給水収益の前年度より9.2%減による見込みにより5億2,820万2,000円と定めさせていただきました。また、資本金収入総額を1,705万9,000円、支出総額2億607万2,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額1億8,901万3,000円は、建設改良積載金5,000万円、減債積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億901万3,000円より補てんするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

何とぞ、慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を受ける前に修正がありますので、暫時休憩をし、修正が終わり次第また再開をいたします。

暫時休憩します。

午後0時15分休憩

.....
総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。再開の前にお手元に休み時間といたしますが、休憩時間を利用いたしまして議案書をお配りしております。議案の第17号、続きまして議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第32号、議案第33号、議案第35号、以上の議案につきまして、朝ほど正誤表をお配りしましたが、それに基づきまして訂正をいたしてございます。お手元のと差しかえをお願いいたしたいと思っております。

それから、一般会計補正予算の関係の正誤表の関係でございますが、これも朝ほどお配りしておりますが、正誤というような形で数字を書かれたものをお配りしております。これにつきましては、財政課の方で急遽、今、調整をしておりますので、それが、調整ができましたら、また皆さんの方にお配りを、差しかえをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大変御迷惑かけました。

午後 1 時30分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

これより、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第 6、報告第 1 号平成 1 8 年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について説明を求めます。どうぞ。

農政課長（平野 直人君） 農政課長の平野です。どうぞよろしくお願いたします。

報告第 1 号平成 1 8 年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類を次のように提出をする。

1、財団法人陣屋の村事業計画書。1、平成 1 8 年度財団法人陣屋の村収支予算書でございます。

1 ページをお開きください。2 月の 2 1 日に陣屋の村の理事会がございまして、その事業計画等の議題が提案されまして、議決を行っております。佐藤健治陣屋の村理事長より提出がっておりますので、中身の御説明を申し上げます。

陣屋の村は、自然環境を活用して農業体験、その他の都市と農村の交流ということを主に推進をして陣屋の村はできたものでございます。

で、今年度は指定管理者制度に移行いたしますものですから、8 月 3 1 日まで 4 月から 5 カ月間の事業計画が提出をされております。で、1 ページから 2 ページにまたがりましてところの 1 番から 7 番までの事業を主にやっているものでございまして、具体的には都市住民に対する農業体験ということで、陣屋の村から約 1 キロ程度離れております茅場というところでふれあい農園を開設しております。このふれあい農園は、それぞれ小屋つきが 2 0 区画、普通の農園が 5 5 区画、それから、身障者を対象とした棚式の農園が 1 5 区画ございまして、ほぼ満杯で推移をしているところでございます。それから、作付講習会等、営農指導員が行きまして、それぞれの皆さんに指導しているところでございます。

次に、学童を対象とする作物の栽培管理の学習指導ということでございまして、各幼稚園や小学校に芋の苗を配付をしまして、現場では農園を開放して幼稚園、保育園等の体験、農業体験をさしているところでございます。

次に、植物等の観察指導及び自然森林愛護指導の啓発ということで土の子少年団や緑の少年団活動を支援をしているところでございます。

2 ページ目にいきまして、農産加工等の研究ですが、これは農政課とともに行うということでございます。

それから、地域特産品の開発と振興ということで、陣屋の村の童里夢館の下の方に陶芸教室あるいは織物教室というものを開設をしているところがございます。で、主たる目的である地域の活性化ということで、陣屋の村に藤棚があるわけございまして、まあ、そういう時点ではそれぞれのイベントを行っているということでございます。

次の都市と農村の交流の拠点となる受託施設の管理運営でございます。陣屋の村の中で収益源になるのは、この童里夢館という宿泊施設が主なものでございまして、そこで収益が発生をしているわけでございます。平成17年には約1,200万円ぐらいの赤字額を見込まれているところでございます。それぞれ役職員一丸となって努力はしてまいっておるんですけども、社会情勢の関係もございましてなかなか利用者が減少しているということでございます。

で、次の収支予算でございますが、事業収入がそれぞれ総計4,375万6,000円を見込んでおります。それに対して支出の方ですけども、事業費から借入返済金含めまして4,375万6,000円ということで計画をしております。

次に、借入金ですが、次の2ページ目をお開きください。一時借入金を1,700万円とすると。

それから、資産の運用ですが1から2に例規してるとおりでございます。収支予算の明細につきましては、皆さん御一読していただければよろしいかと思っております。当面、先ほども申し上げましたように指定管理者制度に移行するというところでございまして、5カ月間の事業計画を上げて理事会では議決を得たということでございますので、報告をいたします。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「大分県交通災害共済組合規約の一部改正」について説明を求めます。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについての詳細説明を申し上げます。

地方自治法第179条の第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので御承認をお願い申し上げる次第でございます。

次ページ目をお願いいたします。平成18年の2月1日付で別府市が交通災害共済組合の加入ということになりました。それによりまして、組合規約の変更が生じたためでございます。

2ページ目の裏面に別記というような形で掲げてございますが、変更後で別府市が加入したということでございます。現行は18市町でございましたが、変更後は19の市町で構成ということになっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第1号）」について説明を求めます。

財政課長（米野 啓治君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度由布市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり先決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

一番最後の6ページをお開きください。これにつきましては、総務課の方より共済組合の納付金が足りないということを言われまして、何が足りないかと聞きましたらボーナス分で納付金の分を計算されてなかったので追加をお願いしますということでございます。それで、総務管理費の中の一般管理、それから老人ホーム、それから小松寮、それから消防署について共済組合納付金を追加いたしております。

それで、歳入といたしましては、県に特別交付税の最終的な見込みをお聞きしましたら何とかこれくらいまだあるようにございましたので、特別交付税を財源として充てております。

それで、由布市一般会計の本予算に5,240万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ104億6,233万7,000円とするものでございます。どうぞよろしく願います。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について説明を求めます。どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長でございます。

議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により別紙のとおり整備計画を定めることについて議会の議決を求める。平成18年3月2日提出、由布市長。

提案理由、交通条件等に恵まれない辺地地区の公共的施設の整備計画を定め、計画的に推進するため国から財政上の特別措置を受けるためでございます。

内容につきましては、以下各地区ごとに掲載をしております。この計画につきましては、平成18年から22年の5年間の計画をお願いしてとてでございます。今回の計画につきましては、市全体で15地区の辺地地域として決定をしておるところでございます。内訳につきましては湯布院町が5地区から3地区に、庄内町は7地区から2地区廃止で、地区の修正等ございまして、総体では7地区、挾間町が3地区から5地区にと、市全体で15地区になったわけでございます。全体的な変更の要因につきましては、地域の人口の増減、あるいは生活基盤の整備が進んだところ、あるいは合併によりまして生活環境の変化等によるものでございます。

この辺地計画につきましては、5年ごとに見直しを議会の議決を求めるものでございますが、庄内町と湯布院町につきましては18年度が見直し年度でありましたが、挾間町におきましては16年に見直しをし、2年目でありましたが、合併等によりまして統一を図るべきというふうな

判断をいたしまして、大分県と協議をいたしまして、今年度統一化を図ったわけでございますので、御理解を賜りたいと思います。

これらにつきましては、限られた事業でございます、限られた辺地地域に公共的な施設整備の事業を行うということで電灯の整備、あるいは道路整備、飲用水の整備等の整備を行うために有利なこの起債を使つての事業でございます。

事業のそれぞれの15地区の内容につきましては、お手元の資料をごらんいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止について、日程第11、議案第3号庄内町長寿敬老年金条例の廃止について、日程第12、議案第4号庄内町長寿祝い金給付条例の廃止について、日程第13、議案第5号湯布院町敬老年金及び誕生祝金条例の廃止についての以上4件については、同一理由により条例の廃止であり一括して説明を求めます。どうぞ、福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第2号挾間町敬老年金条例の廃止についてより議案第5号までにつきましては共通しておりますので、一括して御説明を申し上げたいと思います。

この4議案につきましては、これまで旧3町で支給しておりました敬老年金等を廃止する条例でございます。

まず、敬老年金につきましては、該当する個人に支給しておりましたが、この制度を見直しさせていただきまして社会福祉協議会への地域支え合い事業や地域支援事業などの事業補助といたしました。また、4月に設置を予定しております地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、日常の生活圏域であります旧挾間町、旧庄内町、旧湯布院町のそれぞれの地区に設置をいたしまして、保健師3名を派遣し、そういうことをすること、派遣するなどしまして、地域福祉の拠点を目指す高齢者対策の施策といたしました。

また、長寿祝金、誕生祝金、長寿祝金給付につきましては、敬老祝金制度に改めまして100歳、米寿88歳、喜寿77歳を迎えた方々に由布市内のみで使用できます共通の商品券を商工会との協議によりまして発行し、それを支給することによりまして地域経済の活性化や商工会、あるいは農協などの組織の自立や強化をあわせて図るものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第6号挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について、日程第15、議案第7号庄内町身体障害者年金条例の廃止について、日程第16、議案第8号湯布院町障害福祉年金手当条例の廃止についての以上3議案につきましては、同一理由による条例の廃止であり一括して説明を求めます。どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第 6 号挾間町身体障害者福祉年金条例の廃止について、これより 8 号までにつきましても共通しておりますので一括して御説明をさせていただきたいと思いをします。

この 3 議案につきましては、これまで旧 3 町で支給してきました身体障害者福祉年金を廃止する条例です。新たな制度としまして、これまでの、従来の年金受給者に加えまして精神障害者、保健福祉手帳を持参している方々についても対象とするようになりまして、これを敬老祝金制度と同様に商工会の市内共通の商品券によりまして、身体障害、それから知的障害、精神障害者の方々に対する施策といたしました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 17 は削除です。

日程第 18、議案第 10 号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について説明を求めます。どうぞ。

産業建設部長（後藤 巧君） 産業建設部長です。

議案第 10 号由布市ふるさと水と土保全基金条例の廃止について御説明をいたします。

この条例につきましては、平成 6 年に県の指導によりまして旧 3 町が設置をいたしました基金でございます。で、その以降、旧 3 町ともほとんど活用していないということでございますので、一応今回この条例を廃止するものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 19、議案第 11 号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定について説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

議案第 11 号由布市長等の給与の特例に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

裏面をお開きください。由布市長等の給与の特例に関する条例、第 1 条、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間、次条において特例期間ということになっておりますが、2、支給する市長、助役、収入役の給料に限り、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にそのものに支給することとなる額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額を支給するというところでございます。

次に、教育長の給与の支給に関する特例でございます。第 2 条で特例期間に支給する教育長の給料に限り由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にそのものに支給することとなる額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額を支給するというところでございます。

一般職につきましても人事院勧告に基づきまして今回条例改正をお願いしてございます。一般

職の場合、新しい給料表に移行することに伴いまして、1%から約7%程度の削減がございます。また、国の三位一体改革による交付税や補助金の削減によります依存財源の減少等により、市の財政状況は非常に厳しい状況でございます。このようなことから行財政改革大綱を策定する前ではございますが、市長、助役及び教育長の給料月額を5%削減することで行財政改革の実現に向けての姿勢をあらわすものでございます。

削減の期間につきましては、先ほど申し上げましたように21年の9月末でございます。全体では、期末手当には反映いたしません、年間で122万円ほどの削減となります。21年の9月までですと約430万円程度の削減ということに相なります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、議案第12号由布市国民保護協議会条例の制定について及び日程第21、議案第13号由布市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての2議案は関連がありますので、一括して説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

議案第12号と議案第13号につきましては関連がございますので一括して詳細の説明を申し上げます。

まず、議案第12号由布市国民保護協議会条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、由布市における市民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関を設置する必要があるためということでございます。御案内のように我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した場合等、我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律などの有事関連法案三法、つまり事態対処法でございますが、平成15年6月に成立をいたしまして、これを受けまして国民保護法案の検討に入りまして、平成16年6月14日に参議院で可決成立をいたしてございます。これを受けまして、地方公共団体におきましても住民の生命、財産を保護するための措置が求められておりまして、そのためには市の国民保護計画を定めなければなりません。その計画策定のため広く住民の方々の意見をいただくため本協議会条例を制定をいたしたいということでございます。

裏面をお願いいたします。まず、目的、第1条でございますが、これにつきましては、組織及び運営に関しまして必要な事項は市町村条例で定めるということになっておりますので、目的を掲げてあります。

次に、委員及び専門委員ですが、第2条で協議会の委員の定数は30人以内とする。

それから、協議会に専門委員をおくことができますので、専門委員は当該専門の事項に関して調査が終了したときは解任されるものとするというような形になっております。

第3条では会長の職務代理ですが、会長に事故ある時はあらかじめ指名するその委員が職務を

代理するということでございます。

会議につきましては第4条で、協議会の会議は会長が招集し、その議長となるということで、協議会には過半数の出席が必要でございます。また、協議会の議事は出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるということになってございます。

次に、監事で第5条ですが、協議会には監事30人以内を置くということでありまして、これにつきましては、委員の属する期間の職員のうちから市長が任命をいたします。なお、協議会の所掌事務については、委員及び専門委員を補佐するというようなことになっております。

第6条では、部会を置くことができるということで、それぞれ委員または専門委員による部会を立ち上げていきたいと考えております。

次に、議案第13号の由布市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定でございます。これにつきましては、提案理由といたしまして武力攻撃事態等における市民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処する必要があるためということになってございます。

次ページをお願いいたします。目的でございますが、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために、例えば住民の避難や避難住民の救護、それから武力攻撃災害への対処をいたすために国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の条例を定めたいということが目的でございます。

組織につきましては、第2条で国民保護対策本部長、これにつきましては市長が当たるということになっております。

次に、2項の国民保護対策副本部長につきましては、市長が指名するものが副本部長になるということになってございます。

3項の国民保護対策本部委員につきましては、市におきましては国に倣いまして助役、教育長、消防長、それから市の職員のうちから市長が任命するものというような、そういう方々が当たるということになっております。

次に、4項の国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができるということになっておりますが、この職員につきましては市長が任命するというような形になっております。

3条の会議につきましては、情報交換や連絡調整を円滑に行うために必要に応じて会議を招集するということになってございます。

それから、2項の本部長は法第28条第6項の規定により、本部員以外の方に出席を求めるといことですが、これは必要に応じまして市職員以外の方を会議に出席していただくというような形のものでございます。

第4条では、国民保護対策本部に部を置くことができるということで、部に属するべき本部員

は本部長が指名するというような形になってございます。

第5条では、現地対策本部ですが、市の対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができるということの内容でございます。

次に、第6条であります。これは国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定めるということです。

第7条の準用でございますが、これは先ほど述べました第2条から第6条までの規定は由布市緊急対処事態対策本部について準用するということでありまして、まあ、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為や明確に危険が切迫していると認められるときに至った場合は、市として緊急に対応が必要になるかと思えます。そのときにこの対策本部を設置するということでありまして、これは準用でございますので、2条から6条につきましては国民保護対策本部を読みかえて緊急対処事態本部にするというようなことでございます。

以上で、よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第22、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてから日程第38、議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてまでの17議案については、市が設置する公の施設に指定管理者制度の導入を可能とするための条例整備であり、同一理由のため一括して説明を求めます。どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室長でございます。

それでは、議案第14号由布市下湯平共同温泉条例の制定についてから議案第30号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」条例の制定についてまでの17議案について一括して詳細説明を行います。

まず、17議案すべてに共通する事項から御説明いたしますので、議案第14号下湯平共同温泉条例の制定についてをごらんください。この17件の条例制定につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、それぞれの施設について指定管理者による管理を可能にするための条例整備を行うものでございます。

具体的には、次の3つの事項を設置条例に規定するものでございます。まず、1番目として、指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定。2番目としまして、開館時間や休館日、硫黄の制限など管理の基準に関する規定。3番目といたしまして、指定管理者が行う管理業務の範囲について規定するものでございます。

この14号の条例案をごらんください。この下湯平温泉条例では、第6条が一番目の指定管理を行わせることができる旨の規定に当たるものになります。

次に、第4条、第5条、それから第8条から第13条までについてが、2番目の開館時間など管理の基準に関する規定に当たるものでございます。

次に、第7条が3番目の指定管理者が行う管理業務の範囲を規定するものでございます。

以上のように、17議案すべてについてこの3つの事項に関する規定を加える形で条例整備を行うものでございます。

次に、議案第17号由布市乙丸地区公民館条例の制定についてをごらんください。由布市におきましては、指定管理者の指定に関する事務処理要綱を定めまして、その中で指定の期間を原則として4年間とするように定めております。

この議案第17号の由布市乙丸地区公民館を初め、議案第18号の湯平ふれあいホール、議案第22号の由布市老人福祉施設、さらに議案第25号の由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設、この4つの条例にかかわる施設につきましては、主に自治公民館として活用されている施設でございます。そういった関係から指定期間を10年間を超えない範囲内で定めることができる旨の規定を加えております。この乙丸地区公民館条例では、第4条にこの旨の規定を加えております。同じように、先ほど申し上げました議案18号、議案22号さらに25号、この4つの条例につきましても同じ旨の規定を加えております。

次に、議事日程の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。この17件の議案のうち、議案第20号の由布市挾間ふれあいプラザ、議案第21号の由布市みことピア、そして議案第28号の由布市庄内構造改善センター、この3施設につきましては、現在市の直営で管理をしているものを指定管理者制度に基づく管理委託に移行させることを可能にするためのものでございます。その他の14件の議案にかかわる施設につきましては、現在既に委託管理契約によりまして、公共的団体等に管理委託しているものを地方自治法の改正に伴う経過措置期間3年間が満了することに伴いまして、指定管理者制度に基づく管理委託に変更することを可能にするためのものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第39、議案31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について説明を求めます。所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第31号由布市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の制定について詳細説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、大分県重度心身障害者医療費給付事業費補助金交付要綱並びに重度心身障害者医療費の支給に関する条例準則が改正されました。これにあわせて全部改正を行うものでございます。主な改正点につきましては、次のページを開けていただきたいと思いますけれども、第2条第1項の3、括弧3になっておりますけれども、この中にありますように、精神障害者保健福祉手帳1級該当者、この方が新たに支給の対象になったということでございまして、それに加えまして、入院に伴う食費は自己負担となりました。そういうものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第40、議案第32号由布市奨学資金に関する条例の制定について及び日程第41、議案第33号由布市教育奨学資金基金に関する条例の制定についての2議案は関連がありますので一括して説明を求めます。教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長です。

それでは、議案第32号由布市奨学資金に関する条例につきまして御説明いたします。この条例は、旧挾間町で実施していた奨学資金貸付を全市に拡大するものであります。この条例は、保護者または主体者は1年以上市内に在住している市民で、優良な学生、または生徒であり、かつ経済的理由のため就学は困難であるものに対する必要な資金の貸し付けを行うものであります。奨学金は、高校生月額7,000円、高専生月額9,000円、大学生月額2万円を貸し付けるものであります。申込人は、申し込み時には連帯保証人必ず2名を必要とするというものであります。

次に、議案第33号につきまして御説明いたします。この条例は、奨学金に充てるため、寄附金、その他予算で定める額を積み立てるもので、教育奨学資金を設置するためのものであります。

以上、2件、御説明をいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第42は削除です。

日程第43、議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第44、議案第36号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第45、議案第37号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についての3議案につきましては、職員に関する条例の一部改正でありますので一括して説明を求めます。総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。

議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

議案第35号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。平成18年3月2日、由布市長、首藤奉文。

提案理由、国家公務員の給与改定に準じて所要の改定を行うということでございますが、この給与改定につきましては、昨年9月に人事院勧告がなされました。これによりまして月例給の0.36%の引き下げと、期末勤勉手当の0.05月分の引き上げに伴う給与改定につきましては、昨年の11月の第2回の臨時会において御承認をいただいたところでございます。

この人事院勧告においては、給料表の見直しで給与水準の引き下げと、給与カーブのフラット化、給料表の号級を4分割して、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムの構築ということもあわせて勧告されておりました。市としても、この人事院勧告に準じて給料表を改定するものでございます。

行政職給料表については現行9級制でございますが、今度の改定で8級制にするということと、また公安職においても行政職給料表との均衡を基本に見直すもので8級制を7級制にするということでございます。また、これまで1月、4月、7月、10月と職員の定期昇給はそれぞれの月に分かれておりましたが、この改定によりまして1月1日年1回に全員定期昇給ということになります。それとあわせて55歳からの昇給抑制という制度も今回の制度で見直すことになっておりまして、これに伴う給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第36号由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるということでございますが、これも第35号議案と同様、昨年的人事院勧告に準じて給与制度の見直しを行うことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、次のページの別表でございますが、現行が第6条の1項では、途中からでございますが、下に下線を引いておりますが、給料月額を調整し、または調整時期の範囲内で復帰の日の翌日以降そのものの最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができるということが、改正で号級を調整することができるということにしております。

2項は、削除ということになっております。

続きまして、議案第37号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正をする条例を次のように定めるということでございますが、これも前条、36号と同様でございますが、人事院勧告に準じて制度改正をすることによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第46、議案第38号由布市国民健康保険税条例の一部改正について説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。よろしくお願いたします。

議案第38号由布市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

合併協の項目の中に調定方針としまして、国民健康保険税につきましては三賦課方式により合併時に統一を図るということになっております。

なお、大幅な負担増になる場合につきましては調整を行うということで、調整の方向につきましても不均一課税、それから基金との活用等いろいろ論議をしましてまいりました。その中で固定資産税と対照します資産税割につきましては、旧庄内、旧湯布院町と17年度まで採用してしております。しかし、三賦課方式の税率を統一するに当たりまして、討論してまいりました。しかし、3町それぞれの地域の状況がありまして、保険税の格差を是正するために統一はできないということの結論になりまして、3カ年、合併特例法によりますと最長5年ですけれども、そのうちの

3カ年で税率を均一しようということで、今回3カ年にまたがる不均一課税という方向で提案を申し上げたところでございます。

また、地方税における株式等の譲渡所得の課税の特例、この課税に伴いまして、本国保条例におきましても読みかえ等の事案が発生しましたので、今回提案したいわけでございます。よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第47、議案第39号由布市介護保険条例の一部改正について説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課の佐藤です。

議案第39号由布市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、この件におきましては17年度が第2期介護保険事業計画の最終年度となります。したがって、第3期介護保険事業計画の策定につきましては、策定委員会の方で御審議していただいたわけでございますが、18、19、20年と、この3カ年におきまして計画をしたものでございます。

この中で3カ年の平均を出しまして、施設の増設及び被保険者の増、まあ、医療費の増でございますけれども、そういうのを加味しまして今回の被保険者の基準額を月額4,387円となりました。このことにつきまして御提案するものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第48、議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について説明を求めます。所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 議案第40号由布市母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この一部改正につきましては、大分県の母子家庭医療費助成事業費補助金交付要綱が改正されました。この改正にあわせまして一部改正を行うものでございます。この条例の条文の中に母子家庭という文言がでできますけれども、これを一人親家庭に改めます。そうすることによりまして、父子家庭も対象になったということで、長年の懸案でありまして父子家庭についてどうするかというようなことが、これで解消されたのではなかろうかと思えます。それに加えまして、父子家庭の18歳までの子供をこの医療費の対象といたしました。

また、入院に伴う食費につきましては自己負担となります。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第49、議案第41号由布市保健センター条例の一部改正について説明を求めます。どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長大久保でございます。

議案第41号由布市保健センター条例の一部改正について提案理由の詳細説明を行います。

提案理由といたしましては、旧保健センターの有効利用を図るためということで、旧保健センターはレセプトの点検だとか会議室等は使っておりました。現在は、国保のレセプト点検は湯布院庁舎で実施しております。今後は有効利用を図りたいと思います。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。由布市保健センター条例の一部を改正する条例、由布市保健センター条例の一部を次のように改正する。第2条中ではございますが、由布市挾間保健センターを由布市挾間健康センターに、由布市挾間町向原128番地1を由布市挾間町挾間104番地1に改めるものでございます。ちなみに、この住所は未来館の住所でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第50、議案第42号由布市公民館条例の一部改正について説明を求めます。どうぞ。

湯布院公民館長（佐藤 和利君） 湯布院公民館の佐藤であります。

議案第42号由布市公民館条例の一部改正についてでございますが、第2条で名称及び位置を定めておりますが、そのうち由布市川西地区公民館の現況の地番の訂正でございます。中川1358番地1でございます。

それから、第7条に使用料の規定がございまして、その使用料の別表第3表中に湯布院町内の公民館の使用の区分という規定がございまして、そのうち今までこの規定には、特に湯布院公民館の中にロビーを教室や会議等に使用した場合に限りロビーの使用料が規定されておりましたので、ロビーの全面区分、全面使用と反面使用について料金を設定したところでございます。詳しくは、新旧対照表でごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第51、議案第43号由布市特別会計条例の一部改正について説明を求めます。 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 失礼しました。総務部長でございます。

議案第43号由布市特別会計条例の一部改正についてでございます。

裏面をお開き願いたいと思いますが、市長の提案理由の説明でございました旧湯布院町での畜産振興を図るための目的で設置されました由布市久住飯田南部地域広域農業開発事業特別会計でございます。これにつきましては事業の借入れを償還する目的のものでありまして、既に一般会計からの繰り入れによって償還がなされておりました。そのために、一般会計より直接補助金として支出することにいたしましたので、今回この特別会計を削除いたしたいと考えております。

なお、7号、8号、9号につきましては、それぞれ1号ずつ繰り上がりまして6号、7号、8号というような形をお願いをいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程52、議案第44号由布市農業施設条例の一部改正について

説明を求めます。

産業建設部長（後藤 巧君） 議案第44号由布市農業施設条例の一部改正について御説明をいたします。施設の一部を指定管理者制度並びに由布市湯布院地域における集会所及び自治公民館施設等の条例に移行するためでございます。

裏面をごらんください。裏面、別表1につきましては、施設の名称、位置、設置目的をうたっております。別表第2につきましては、施設の管理形態、利用者の範囲、設置にかかわる事業名をうたっております。次のページの別表3につきましては、使用料金をうたっております。

次をはぐっていただきたいと思えます。内容を御説明します。まず、公民館条例に移行いたしますのが、上から4番目の石武農民研修センター、その下の前徳野農業研修所、それから下湯平農民研修センター、湯平農業研修所、それから、一つ飛びまして、奥江地区の研修施設の5施設でございます。

それから、指定管理に伴うものにつきましては、一番上の陣屋の村、それから、3番目の挟間ふれあい農園、それから、次のページの真ん中にあります由布市長期滞在施設、それから、下から3番目庄内構造改善センター、その下の庄内農産加工センター、「かぐらちゃや」が指定管理のためでございます。

で、そういうことで、この農業施設条例につきましては、15施設ございましたが、4施設に減少いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程53、議案第45号市道の路線認定について説明を求めます。

産業建設部長（後藤 巧君） 議案第45号市道の路線認定につきまして御説明をいたします。

これにつきましては、旧挟間町の分でございます、県道別府挟間線の改良工事に伴います移管でございます。

で、地図をごらんになっていただきたいと思えます。長い方、東表北苑線につきましては延長が847メートル、幅員が3.2メートルから7メートルということでございます。で、その路線の上に割と広い道路が通っております。これが県道の改良後の道路でございます。

それから、左側の道路につきましては、袋尾無田線でございます、延長が286メートル、幅員が4.5メートルから12.4メートルということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第54、議案第46号事務の委託協議について「大分市」から日程第57、議案第49号事務の委託協議について「九重町」までの以上4件につきましては、同一理由による議案のため一括して説明を求めます。どうぞ。

市民課長（佐藤 利幸君） 市民課長でございます。

議案第46号から議案第49号までを一括して御説明申し上げます。

このサービスで交付可能になるのは住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍附票、身分証明書でございます。本由布市、大分市、別府市、杵築市、九重町の居住地以外の市、町の窓口で前述の必要証明書等の交付請求を申請すれば、その場で受け取ることができるものでございます。このサービスは、平日に勤務等の都合により、居住地の役所の窓口に行くことが困難な方へのサービスであり、今後必要性の高まるサービスとも推測されます。九州では初めてのサービスであり、平成18年7月1日から施行の予定でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第58、議案第50号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、日程第59、議案第51号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について、日程第60、議案第52号大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について、日程第61、議案第53号大分県交通災害共済組合規約の一部変更についての以上4件につきましては、関連がありますので一括して説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。

議案第50号から議案第53号につきましては関連がございますので一括して詳細を説明いたします。

まず、議案第50号でございますが、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでございます。これにつきましては、市町村合併に伴いまして管理組合を組織する地方公共団体が減少したためでございます。

裏面をお願いいたします。まず、2番目の地方公共団体の脱退でございますが、17年の9月30日で杵築市、大田村、山香町が脱退をいたしました。新たに杵築市になったわけでございます。それから、挾間町、庄内町、湯布院町が御案内のように由布市になりました。そういうことから、6町村が脱退を一度いたしまして、10月1日でまた新たに杵築市、由布市とそれぞれ加入をしたためのものでございます。

次に、議案第51号であります。大分県退職手当組合に組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更につきましてでございます。これにつきましても先ほどと同様、今年の3月30日付で大分県退職手当組合から国見町、国東町、武蔵町、安岐町、それに東国東広域連合が脱退をいたします。それに伴いまして変更が生じたためであります。

次のページをお願いいたします。別表を改めたいわけでございますが、新旧対照表の中にあります現行の国見町、国東町、武蔵町、安岐町、それに東国東広域連合の4町が国東市となるために一度ここで、この4町につきまして削除するというようなものでございます。

次に、議案第52号大分県消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う

同組合規約の変更についてでございますが、これにつきましても前議案と同じように補償等組合を構成する国見町、国東町、武蔵町、安岐町、それに東国東広域連合が3月30日付で脱退をいたしますので、今回の変更をお願いいたしました次第でございます。

次に、議案第53号でございます。大分県交通災害共済組合規約の一部変更についてであります。これにつきましても国見町、国東町、武蔵町、安岐町が脱退いたしまして、3月31日付で国東市になりますので、そのための一部変更であります。これにつきましては、現行で国見町、国東町、安岐町、武蔵町という形となっておりますが、新たに国東市として変更後お願いする次第でございます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は14時45分に再開します。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第62、議案第54号平成17年度由布市一般会計補正予算（第2号）について説明を求めます。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 議案第54号平成17年度由布市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、今回の補正は平成17年度の各種事業費の見込みがついたことに伴う補正でございます。4億6,038万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ100億195万5,000円をお願いするものでございます。

それでは、25ページをお開きください。まず、議会費でございますが、未執行のための減額となっております。

それから、総務費の一般管理もこれも未執行のための減額となっております。

それから、文書広報費につきましては財源の更正で、財産管理につきましては若干の光熱費の追加をお願いしております。企画費は未執行のための減額でございます。

それから、9目の地域振興費につきましては、湯布院の19節負補交で警察署へ宣言を引くための負担金を追加しております。

それから、それぞれ減額で交通安全対策につきましては組み替えと 大変済みません、28ページを今言ってます。交通安全対策費は組み替えと減額を行っております。

それから、ずっといきます。31ページをお願いいたします。3款の民生費の中で1目社会福祉費総務費につきましては工事請負費、これでほのぼのプラザの建設の事業費が決定による約

5,700万円の減額となっております。

それから、高齢者福祉につきましては在宅高齢者の住宅改造助成金の減額でございます。

次に、3目の障害者福祉費につきましては、主なものが身体障害者の施設訓練等の支援費でございます。これにつきましては同額となっております。

次に32ページの同じく社会福祉費の中で、国民健康保険の事業費につきましては、事業費の増により一般会計からの繰り出しが追加となっております。

それから、介護保険につきましては繰り出し金の減額となっております。

33ページをお願いします。民生費の中の児童福祉費、2目の児童措置費でございますが、挟間の由布川保育園が炎上して改築費が、これが追加となっております。

それから、扶助費につきましては、保育所の運営費が減額となっております。

それから、34ページにつきましては、民生費の生活保護費ですが、2目の扶助費が大きく追加となっております。生活保護の生活扶助費、それから、医療扶助費が追加となっております。

それから、民生費の中ですが、5項の知的障害者福祉施設費と、5項でございます。1目小松寮事務費、2目の小松生活費、それから3目の小松生活改善費につきましては、すべて組み替えとなっております。

それから、4款の39ページでございますが、衛生費につきましては総務費、それから、3目の精神保健福祉費すべて未執行による減額となっております。

それから、5目の環境衛生総務費につきましては、小型合併浄化槽設置補助金が減額となっております。

それから、それぞれ減額、主なものはちょっと追加をしておりますが、41ページの6款農林水産業費の農業費の中の3目農業振興費でございます。中山間地域直接支払い交付金、これが減額となっております。

それから、新たに陣屋の村財団事業団の補助金が追加となっております。

それから、42ページの6款農林水産業費の中の農地費でございますが、直入庄内地区の農業用道路整備負担金、これが2期分でよいのを、4期分、組んだために、本予算に寄せ過ぎまして、旧町時代の償還を、再計上したものでありますので、大きく減額となっております。

それから、43ページをお願いいたします。

8款の土木費でございますが、2目の道路新設改良費の中の工事請負費が、減額となっております。挟間の北方校区の路線、向原別府線でございます。

それから45ページをお願いいたします。

10款の教育費の中の2項小学校費で、3目学校建設費の工事請負費でございますが、由布川小学校大規模改造事業工事決定による減額でございます。

それから51ページをお願いいたします。

10款の教育費の中の7項保健体育費でございます。この中の工事請負費で、湯布院のラグビー場建設工事、これが一応、18年度予算に振りかえしましたので、全額減額となっております。

以上が、主なものでございまして、あとは災害復旧費につきましては、農林水産施設の災害復旧が、これは53ページでございます。失礼しました。52ページから53ページにかけましてです。

この災害復旧費につきましては、事業費減による減額となっております。

それから53ページ、同じく11款の2項公共土木施設災害復旧費、これにつきましては、事業費が追加されてましたので、同額となっております。

11款の文教、同じく災害復旧費の3項文教施設災害復旧費、これにつきましては、事業費の減による減額となっております。

最後に、諸支出金で、減債基金を減額しております。これはラグビー場の国庫負担金は、基金積み立てをしないとイケないという形で、ラグビー場の事業費が18年度予算となりましたので、その減額でございます。

以上、歳出は終わります。

それから歳入につきましては、12ページをお開きください。

まず3款の利子割交付金からずっといきまして、4款配当割交付金、それから株式等譲渡所得割交付金、それから6款の町消費税交付金、7款のゴルフ場利用税交付金、それから8款の自動車取得税交付金につきましては、交付決定によります増減をいたしております。

それから11款の地方交付税につきましては、基準財政需要額から、基準財政収入額を引いたのが、交付税でございますが、これから一応、調整額というのを引かれます。

で、その調整額を引いた残りが、交付決定額ということになるんですが、このたび、この調整額につきましては、調整率を掛けまして、調整額を戻してくれましたので、その調整額を追加しております。

それから分担金につきましては、災害復旧事業の分担金の減額でございます。

それから、15ページ、お開きください。

15ページの国庫支出金から、21ページまでの県支出金につきましては、それぞれ事業費の決定による増減でございます。

それから繰入金につきましては、減額しております。剰余金、歳入の調整は、財政調整交付金の繰入金の減額で、調整をしております。

それから貸付金につきましては、追加をしております。

諸収入は、減額でございます。

23ページの22款資産につきましては、補正額は、増減ありません。ゼロとなっております。中の事業の事業債の増減を行っております。

以上で、説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第63、議案第55号平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長でございます。

第55号議案平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ9,694万9,000円を追加しております。

したがいまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億9,753万2,000円と定めるものでございます。

特に、今回の補正につきましては、実績見込みの確定、これは給付費等でございますが、それと、調整交付金等の決定を見ましたので、それに伴う増減でございます。

特に、歳出におきましては、給付費、2ページの2款の給付費、これに1,576万円、いうことで、その他につきましては、予備費に7,815万6,000円ということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第64、議案第56号平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） それでは、第56議案平成17年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,047万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億5,554万8,000円と定めるものでございます。

これにつきましても、事業の確定等となっております。

特に、2ページの2保険給付費の中の介護サービス等の諸費、このところで、減額の5,481万5,000円となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第65、議案第57号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

議案第57号の平成17年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

今回の簡水の補正は、工事請負費の300万円の減、これは執行済額や、入札減によります減

額でございます。

主なものといたしまして、湯ノ平地区の簡易水道事業の完了に伴うものでございまして、全体で3,427万6,000円の減でございます。

5ページをお願いいたします。

その支出に伴います、歳出に伴います減によりまして、歳入のこのページが減額に当たります。一番、2枚目をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,727万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5,303万7,000円と定めるということでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第66、議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

議案第58号平成17年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

収益収入では、現金条件等の、現金収入に伴います収益的なものでございますが、上水の一般会計からの補助金を31万8,000円の減と。

収益的支出でございますが、原水及び上水費で、修繕費の703万5,000円増でございますが、これは挾間地区の取水場ポンプが故障いたしましたので、その補修費でございます。配水及び給水費から、組み替えということでございます。

4目の総係費の委託料の203万2,000円でございますが、水道事業の料金システム、電算システムでございますが、その変更をいたしたいということでございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの建設改良に伴います資本的なものでございますが、資本的収入といたしまして、建設企業債4,600万円の減ということでございますが、17年度の事業費決定により、減額ということでございます。

資本的支出でございますが、大きなものといたしまして、工事請負費の1億1,512万2,000円の減額ということでございます。

これは、合併時、予算計上において、挾間地区の16年度の継続事業及び入札減の予算措置の誤りと、緊急時の大きな配管工事がなかったことによります。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、それぞれに、収入の3億1,042万9,000円、歳出

でございますが、3億1,042万9,000円ということでございます。

2ページでございますが、資本的収入でございますが……、大変申しわけございません。補正予定額は、収入の4,074万3,000円の減で、収入が9,681万2,000円ということでございます。

支出にいたしましては、資本的支出、1億1,782万3,000円の減で、9,051万2,000円ということでございます。

企業債の月の変更につきましては、記載のとおりでございます。

先ほど、1ページでございますが、3億1,042万9,000円と言いましたが、収入の31万8,000円の減額で、31億1,011万1,000円と、支出にいたしましても、31万8,000円の減額で、3億1,011万1,000円ということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第67、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算について、詳細説明を求めます。

まず歳入についてから、説明を求めます。

税務課長（野中 正則君） 15ページの歳入の1款1項から、1款7項までが、税務課の方でやります。

簡単に御説明いたします。

まず、1款1項の市民税でございますが、今回、歳入を立てるのに当たりまして、非常に、当初の由布市、初めての歳入でございます。3町の16年度の決算並びに17年度の予算額並びに調定額を参考にいたしまして、それから徴収率は平均をとりまして、本年度の予算を計上させていただきました。

まず、1款1項の市民税ですが、現年度分が95億19万2,000円でございます。納税義務者が約1万6,900人、うち年金受給者が1,000人で、これは、地方税法の法律を改正した金額で、計上させていただいております。

滞納繰越は約500万円。それから法人につきましては、約1,209社、2億2,718万8,000円という計上いたしております。

次が、固定資産税ですが、3町ので、19億4,683万6,000円、これは、まだ地方税法が、現在、国会で、審議中でございますので、地方税法の改正は、まだこの分には、反映されておられません。

それから、滞納繰越は、1,300万円、それから国有資産及び市町村交付金及び納付金につきましては、3,857万4,000円、以下、右に書いております。

それから、3項の軽自動車につきましては、7,073万円、台数で、1万7,950台という

ことになっております。

それから市のたばこ税につきましては、1億9,590万円ということで、これは本年の7月からたばこ税が改正される予定でございます。

次のページをお開きください。

以下、5項はありません。6項の特別土地保有税は1計上させていただいております。

7項の入湯税につきましては、1億1,130万円を計上させていただいております。

以上で、市民税が、全体で35億5,882万4,000円というふうになっております。

以上でございます。

財政課長（米野 啓治君） 次に、2款地方譲与税から、御説明いたします。

譲与税は本来、地方税として、徴収すべき税を、課税方法などの理由から、一たん、国が徴収し、その後、地方自治体に譲与されるものでございます。

譲与税そのものは、全体といたしますが、平成17年度旧3町の当初予算と比較いたしまして、約1億5,000万円ほどの伸びとなっております。率にして43%の伸びといたしております。

まず、1項の所得譲与税でございますが、平成16年度に創設されましたもので、「三位一体の改革」として実施され、国庫補助金の廃止、縮減に対する税源移譲のものであり、断定的な財源措置制度となって交付されているものでございます。

これにつきましては、一応、県よりの通知もございまして、約2億5,000万円ほどの計上といたしております。

次に、2項の自動車重量譲与税でございますが、市町村道の延長面積等により、自動車税、国税であります自動車重量税の3分の1が、市町村に交付され、譲与されるものでございまして、決算見込み額を計上いたしております。

3項の地方道路譲与税につきましては、道路譲与税の57%相当額を、やはり国調人口や、道路延長面積に応じて、交付されるものでございまして、これも決算見込みを、17年度の決算見込みを計上いたしております。

それから、3款の利子割交付金でございますが、利子割額の95%の5分の3が、過去3年間の個人県民税納付額に応じて、市町村に交付されるものでございます。

これも、決算見込みで計上いたしております。

4款の配当割交付金につきましては、県民税として、平成16年4月1日以降に支払われる特定配当等について、課税され、配当等に係る3%の税金のうち、約63.3%は、配当割交付金として、市町村に交付されるものでございます。

これも、一応、決算見込み額で計上いたしております。

5款の株式等譲渡所得割交付金、これにつきましても、一応、決算見込みで計上いたしており

ます。

地方消費税交付金につきましては、国調人口、それから事業所統計従業者数等で、やはり交付されるものでございまして、これも決算見込みで計上いたしております。

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフの利用行為に対して、課税される税でありまして、利用税の10分の7に相当する額が、都道府県から市町村に交付されるものでございます。

これも、決算見込みとして計上しております。

8 款の自動車取得税交付金、それから 9 款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、それから 10 款の地方特例交付金等につきましても、一応、17 年度の決算見込みを計上いたしております。

11 款の地方交付税につきましては、国の地方財政計画では、前年度対比で、約 5.9% のマイナスとなっております。

しかしながら、由布市におきましては、合併等の関係もございまして、交付算定額の調整前の 2.7% となるはずですが、市制発足により生活保護分が約 2 億円ほど、追加、プラスされております。それで、トータルいたしますと、平成 17 年度旧 3 町の合計より、若干伸びとなっております。

12 款の交通安全対策特別交付金につきましては、交通反則金等で、市町村にやはり交付されるものでございまして、これは前年度の旧 3 町と同額を計上いたしております。

次に、13 款の分担金及び負担金につきましては、1 項の分担金 1 目の農林水産業費分担金は、県営用配水施設整備事業分担金が主なものでございます。

次に、負担金、2 項の負担金につきましては、民生費負担金の中で、養護老人ホーム入所措置費負担金、それから施設訓練等支援費、それから保育所運営費負担金等が主なものでございます。

次に、20 ページをお開きください。

4 目の農林水産業費負担金につきましては、草地林地一体的利用総合整備事業負担金が主なものでございます。

14 款の使用料及び手数料につきましては、1 項の使用料では、1 目総務使用料で、市営駐車場が主なものでございます。

次に、5 目の土木使用料、これにつきましては、住宅家賃収入が主なものでございます。

次に、6 目の教育使用料につきましては、B & G 温水プールの使用料が主なものでございます。それと、スポーツセンターの使用料でございます。

21 ページの 14 款 2 項の手数料につきましては、1 目の総務手数料が戸籍関係で主なものでございます。

2 目の衛生手数料につきましては、ごみ収集袋売却代、それから、し尿処理の手数料でござい

ます。

それから、21ページの15款国庫支出金の1項国庫負担金からそれぞれ県支出金の27ページまでにつきましては、それぞれ事業費の補助割合に応じて、交付される補助金負担金等でございます。主なものは、22ページでございます。

国庫負担金の中の1目民生費国庫負担金で、保育所運営費負担金が主なものでございます。

それから、4節の生活保護費負担金でございます。これが主なものでございます。

国庫補助金の主なものにつきましては、合併対策等補助金、それから23ページの3目衛生費国庫補助金の中の老人保健事業費補助金、小型合併処理浄化槽設置補助金、それから5目の土木国庫補助金につきましては、道路改良事業、それから防衛の民生安定事業補助金、それから防衛の障害防止事業補助金等でございます。

県支出金につきましては、1目の民生費県負担金の中で、同じく保育所運営費、それから被用者小学校第6学年修了前の特例給付等が主なものでございます。

2項の県補助金の中の1目総務県補助金では、同じくこれも合併事業補助金、それから電源立地対策交付金、それから2目の民生費県補助金では、重度心身障害者医療費給付事業費補助金、それから児童館補助金等でございます。

それから26ページをお開きください。

同じく県補助金の中の7目教育費県補助金の中で、国体施設整備事業補助金が主なものとなっております。それと、その上にあります農業費補助金の中の中山間地域等直接支払い推進事業費補助金、これが主なものでございます。

次に、27ページの財産収入でございますが、1目の財産貸付収入、土地建物貸付料が主なものでございます。

28ページをお開きください。

17款の財産収入の中の2項2目で物品売払収入の中の小松寮牛売り払い収入が主なものとなっております。

18款の寄附金につきましては、頭出しとなっております。

19款の繰入金につきましては、それぞれ18年度予算を立てるための基金繰入金となっております。

20款の繰越金といたしましては、1億5,000万円の繰り越しが出る見込みを立てて、一応計上いたしております。

諸収入につきましては、延滞金、加算金、過料等でございます。

21款の諸収入は、一応、預金利子を計上いたしております。

それから3項の貸付金元利収入につきましては、それぞれの償還貸付金の収入でございます。

30ページをお開きください。

諸収入の中の4項受託事業収入につきましては、日本道路公団より、受託事業収入であります消防本部の救急隊の受託収入でございます。

5項の雑入につきましては、一応、各課からの雑入を上げております。明細につきましては、決算のときに、一応、資料を添付する予定であります。

31ページの22款資産につきましては、一応、総額で17億2,200万円を計上いたしております。

以上で、収入の説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 収入の説明が終わりました。

次に歳出について説明を求めます。説明に当たってはページを追って、関係する部分を順次、説明をお願いします。

まず、議会費から詳細説明を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。

歳出1項の議会費を説明をいたします。

32ページをお開きください。

予算総額1億8,059万7,000円、そのうち1節から4節の人件費が大部分で、94%を占めてございます。

その他につきましては、費用弁償並びに研修費、それから議会だよりの作成費、それから、会議録の作成費並びに上部団体の負担金等でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。

33ページ、2款の総務費1項総務管理費1目の一般管理費について、御説明申し上げます。

一般管理費の18年度の予算枠といたしまして、15億680万円計上いたしておりますが、その内容につきましては、三役及び総務部に配属されております職員82名の給料、職員手当、人件費と、臨時職員、嘱託職員4名の賃金を計上いたしております。

そのほか、法規の追録、郵便料、コピー及び負担金等の一般管理経費でございます。

また、13節の委託料につきましては、顧問弁護士について、旧湯布院町と、旧庄内町での裁判事案が継続しておりますので、それぞれ弁護士2名分を計上しておるところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。

35ページ、2目の文書広報費を御説明いたします。

全体予算で、1,347万3,000円をお願いしております。

主なものは、各種検討委員会の委員報酬と書いておりますが、これは新市発足に伴います市の花、市民憲章、市のシンボル等の検討を行いたいと思っておりますが、これらの委員関係費でございます。

あとは一般的な市報の発行、市政要覧等の経費でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 35ページの3項財産管理費でございます。財政課の需用費と負補交を一応、組んでおりまして、主なものは、13節の委託料、行政評価システム導入を、今年度予定いたしております。

以上でございます。

会計課長（飯倉 敏雄君） 会計課長でございます。

会計管理費でございますけども、予算総額では、214万5,000円でございます。

予算の内容につきましては、一般的な経常的な経費でございます。

以上です。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課長でございます。

5目の財産管理費でございますが、各湯布院、挟間、庄内の3庁舎の維持管理費、その他保有財産の維持管理に伴うものの経費、1億8,162万2,000円を計上してございます。

以上でございます。

総合政策課長（野上 安一君） 失礼しました。この企画費の中には、16の事業項目が入っております。

地域審議会の報酬関係、あるいは新しく湯布院地域に設立します由布コミュニティー事業、あるいは3振興局に予算配置をいたします地域活力総合事業等を含めまして、16の事業が、予算化をされてるところでございます。

以上でございます。

39ページから40ページにかけてでございます。これは、本庁舎関係等々の電子計算費でございます。

通常の電子機能の維持管理費が主な予算項目でございます。

特に、新規の事業についてはございませんが、これまで各町で組んでおりました予算経費、あるいは新市に、由布市に誕生しましてからの全体的な予算経費でございます。電子関係の予算経費でございます。

以上でございます。

総務課長（篠田 安則君） 続きまして、総務課長です。

8目の公平委員会費でございますが、3万2,000円、これは公平委員3名の報酬と負担金が主でございます。

以上です。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。

40ページの9の地域振興費につきましては、特に、庄内地域の振興局の予算関係の経費でございます。

花いっぱい運動等の経費を、ここで計上させていただいております。

以上です。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。

10目諸費でございます。諸費につきましては、3,547万8,000円を計上いたしておりますが、この内容につきましては、自治員150名ほか各種委員の報酬と、各種負担金を計上しております。

保険料につきましては、すべての自治会を対象に、自治会保険に加入している保険料でございます。

以上です。

続きまして、交通安全対策費でございます。交通安全対策費は、2,747万3,000円を計上しております。この内容は、交通指導員、少年補導員に係る報酬並びに交通安全施設整備等に係る経費でございます。

備品購入費につきましては、防衛施設の周辺整備事業で整備した湯布院町の若杉地区の太陽エネルギー防犯灯、38基のバッテリー交換の経費でございます。

また、湯平地区と塚原地区へのバス路線に対しての過疎バスの補助金を計上いたしております。

以上です。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 続きまして、12目の防衛施設周辺整備総務費でございますが、今回補正額を85万円、お願い申し上げます。

財源内訳を見ていただきますと、国庫で50万円というふうに数字入っております。

これにつきましては、日出生台演習場周辺の事務費の委託金ということで、国から事務を委託されてるということで、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

人権・同和対策課長（岩尾 豊文君） 人権・同和対策課長、岩尾です。

43ページ、人権・同和対策費としまして、881万7,000円を計上いたしております。

主な内容を御説明いたします。

報償費につきましては、これは集会所事業教室講師とありますが、これは、湯布院町の竹本に同和対策事業で、建設いたしました集会所がございます。小さな隣保館に準ずるものですが、ここで、啓発事業、諸教室を行っております。その教室講師の謝金。

それから人権講演会は、これも毎年、12月に人権週間に、フェスティバルを行っておりますけども、そのフェスティバルの講師の謝金でございます。

今年、18年度は、国の委託事業を受けまして、98万円ほどの委託金をいただいております。それを使用しての事業でございます。

あと13節の委託料、358万2,000円の内容の啓発事業ですけども、これは、1名、人権・同和啓発指導員を雇用いたしておりますけども、その指導員の賃金の委託料、そして、命の循環を大切にする市民会議が、昨年11月の25日に発足いたしましたけども、この市民会議のもとで、啓発事業を行うということで、その委託金77万3,000円等が主なものでございます。

以上でございます。

税務課長（野中 正則君） 続きまして、44ページ、2款の2項の……、失礼しました。44ページです。2款の2項の総務費の徴税費、1目と2目が税務課でございます。

1目の税務総務費2目の賦課費、総務費については、一般的な経費でございまして、給料は、21人と書いておりますが、税務課と収納課の職員合計でございます。

2目の賦課費については、賦課をする方ですから、固定資産税の主な経費でございます。

以上でございます。

収納課長（田中 萬藏君） 続きまして、3目の徴収費でございますけど、今年度、700万4,000円ほどお願いしてございます。

徴収に伴います通常経費でございまして、主なものとして、職員の徴収に伴います旅費、それから印刷費では、督促状、その他の印刷費223万9,000円、それから納税組合に返します運営補助金でございます。

以上です。

市民課長（佐藤 利幸君） 戸籍住民基本台帳費について、御説明申し上げます。

45ページでございます。

市民課7名、それから振興局の戸籍事務、湯布院庁舎3名、挾間庁舎3名、13名分の給料、職員手当を計上しております。

委託料につきましては、戸籍関係、住基ネット関係の機器の保守委託料でございます。この中で、広域行政窓口サービスの委託料を10万8,000円が含まれております。

次の46ページ、使用料及び賃借料でございますが、戸籍システムとか、戸籍証明機器、それから住基ネットワーク機器の機械借り上げ料が主なものでございまして、あわせて1億913万9,000円の予算計上をしております。

以上でございます。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。

2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費について、御説明申し上げます。

選挙管理委員会1,058万8,000円の内容でございますが、選挙管理委員長、選挙管理委員及び職員2名の報酬、給料、職員手当等を計上いたしております。

それから、2目の選挙啓発事業につきましては、3万円でございますが、事務消耗費を計上いたしております。

5目知事県議会議員選挙費でございますが、612万円を計上いたしております。これは平成19年、来年の4月上旬に県知事、県議会議員選挙が予定されております。このために、18年度末、3月下旬から期日前投票を行う必要がございまして、この選挙に係る報酬、職員手当等 person 費及び事務経費を計上いたしております。

続きまして、6目の農業委員選挙費でございますが、827万2,000円を計上いたしております。現在の農業委員さんは、本年の9月30日までが任期となっております。このために3町ごとに選挙をする、実施をする内容において、選挙経費を計上いたしております。

それから48ページの7目提子井路土地改良区総代選挙費でございますが、この経費59万6,000円については、提子井路土地改良区より総代選挙事務の委託を受けて行う経費を計上しているところでございます。

以上です。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。

48ページ、49ページにまたがっておりますが、統計調査費の御説明をいたします。

これにつきましては、通常、行われております事業所統計、工業統計、学校基本統計、商業統計が来年度実施される予定です。

これらに伴います指定統計の予算計上でございます。

全体的に147万8,000円をお願いしております。

以上です。

事務局長（衛藤 重徳君） 監査事務局です。

49ページの後半ですが、監査委員費を説明をいたします。

予算総額は197万1,000円、このうちの55%につきましては、監査委員さん2名の報酬でございます。

その他の経費は、その活動に伴う経費でございます。

以上でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。

50ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、主な経費といたしましては、一般職21名の給与に係る経費でございます。

13節委託料につきまして、地域総合相談支援センター設置事業でございますが、社協に、福祉相談事業を委託をするものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございます。民生委員、児童委員、活動交付金といたしまして、民生委員92名に対する経費でございます。

社会福祉協議会補助金につきましては、旧3町分の経費をそのまま継続して計上してございます。

次に、高齢者福祉費でございます。8節の報償費でございますが、長寿敬老祝品といたしまして、喜寿の方、7,000円、米寿の方には2万円、100歳の方、2万円、由布市共通の商品券を支給して、地域経済の活性化を図るということで、経費でございます。

次に、13節の委託料につきまして、福祉バス運行业務ということでございますが、3町、旧町分の事業を、そのまま継続をしてございます。

次のページをお願いいたします。

19節です。負担金補助及び交付金でございますが、2行目といたしまして、単位老人クラブの補助金、94クラブに対するものでございます。

次、在宅高齢者住宅改造助成金といたしまして、40万円を上限といたしまして、10カ所分でございます。

次の医療外手術料補助金といたしまして、これにつきましては、鍼灸に対する補助でございます。

次の特別養護老人施設建設補助、これは挟間の若葉苑ということでございます。

次の、地域支え合い事業補助金でございますが、市長よりの説明もありましたかと思いますが、敬老年金にかわるべき新規事業といたしまして、地区の公民館などを利用したデイサービスなど、実施をしたいというふうに考えております。

扶助費につきましては、老人保護措置費でございますが、7施設、37名分の経費でございます。

次に、障害者福祉費でございます。8節の報償費でございますが、障害者福祉商品券といたしまして、身障療育手帳、そして精神の手帳の保持者に一律7,000円を支給するものでござい

ます。敬老祝品と同様に、由布市内の共通の商品券で支給ということでございます。

次に、13節の委託料でございます。障害福祉計画作成業務ということでございますが、4月より、本年度4月より、自立支援法の施行に伴いまして、アンケート調査を実施します。これに基づきまして、計画作成をしたいと思っております。

次の52ページをお願いいたします。

20の扶助費でございますが、この経費につきましては、身障、知的障害者に対する支援費、医療費などを組んでございます。総額で、4億2,781万円でございます。

以上でございます。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課です、保険課長です。

4番目の国民健康保険、事務費でございますが、この中におきましては、人件費8名分、特に繰り出し金3億1,087万4,000円が主なものでございます。

次に、5の老人保健事務費でございますが、これも老人事務に携わる職員の給与と、委託料におきましては、医療事務の通知書等の印刷代等が含まれてます。

特に、大きいのは繰り出し金の3億7,656万8,000円でございます。

次に、6番目の介護保険事務費でございますが、介護保険の事務に携わる職員の人件費と、これに伴う繰り出し金3億8,715万6,000円ということでございます。

この中におきましては、今回、包括支援事業費の一般、町村負担分が含まれております。

次に、第7でございます。54ページの7ですが、国民年金事務費、これにつきましては、本庁舎に1人、それから出先に、市民サービス課にそれぞれおりますけれども、その人件費。特に、委託料につきましては、国民年金情報のデータの交換をやっています。そのデータ作業に伴う委託料でございます。

以上でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 次に、2項の児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費でございますが、次のページ、55ページをお願いいたします。

扶助費でございますが、ここは児童手当でございますが、児童手当につきましては、子育て支援策ということで、従来の子育て支援制度に、今年度より、新たに小学校6年生までを支給対象とするということで、総額で2億154万円の経費を計上してございます。

一番最後の行になりますが、児童扶養手当の給付費ということで、母子世帯に対する給付費でございます。お母さん方229名、子供さん360名に対する経費ということでございます。

次の2目の児童措置費でございます。13節の委託料でございますが、児童館、子育て支援センターに対する経費4,725万9,000円をお願いしてございます。

次の19節20節の扶助費ですが、これにつきましては、保育所22施設、748名分の経費

のお願いでございます。

次に、3目の母子福祉費でございます。19節の負担金補助及び交付金の一番下の分ですが、母子寮の措置費ということで、親子2人分の経費をお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。

扶助費でございます。母子家庭医療費の助成金、お母さんが305名、子供さん340名に対する経費でございます。

寡婦医療助成金といたしまして、81名の経費をお願いしてございます。

以上でございます。

西庄内保育所長（三重野裕次君） 保育所長でございます。

保育所は、西庄内保育所と挟間保育所2園の予算を計上しております。

主なものは、給料、職員手当、挟間保育所、西庄内保育所6人ずつ計12名の給料と職員手当でございます。

それから、賃金として、臨時保育士と代替保育士の各保育所の臨時職員の賃金を計上してございます。

その他は、一般管理費でございます。どうぞよろしく申し上げます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 次、58ページの下の方をお願いいたします。

3項生活保護費1目生活保護総務費、このページにつきましては、一般職3名、臨時職1名の人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

59ページでございますが、このページにつきましては、扶助費ということで、188世帯244名の方の生活保護費を計上してございます。

以上です。

寿楽苑長（菅 正憲君） 寿楽苑長です。

老人福祉施設費で、老人ホーム事務費といたしまして、9,922万5,000円でございます。

主なものは、臨時職員の賃金18人分、3,234万円、それから機械室のアスベストの撤去工事のための工事請負費291万円、それから嘱託医報酬ほかでございます。

それから、61ページの老人ホーム生活費が4,652万9,000円、主なものといたしまして、利用者賄い材料費といたしまして、2,289万8,000円、それから光熱費541万円、燃料費168万円ほかで、生活費を、老人の利用者の生活費といたしております。

それから、次のページの62ページ、葬祭費といたしまして、19万4,000円、これは、利用者がもしも亡くなったときの身元の引受人がない場合の葬儀費用でございます。

以上で、事務費、生活費、葬祭費で、合計1億4,594万8,000円となっております。

以上でございます。

小松寮長（佐藤 吉人君） 小松寮でございます。

62ページから、66ページでございます。

まず62ページでございますけれども、事務費といたしまして、2億2,789万3,000円、お願いするものでございます。

主なものといたしましては、報酬といたしまして、嘱託医師の2名分、それから福祉サービス相談員の報酬でございます。それから一般職17人の人件費でございます。主なものでございます。

それから賃金につきましては、臨時職員33名分の賃金でございます。

需用費につきましては、修繕費といたしまして、トイレの改善とか、食堂の屋根の修理とか、そういうものをお願いしてございます。

64ページをお開きください。

委託料といたしまして、施設の清掃管理委託料ほかの委託料でございます。

それから、小松寮の生活費につきましては、6,206万5,000円、お願いするものでございます。

主なものといたしましては、需用費といたしまして、賄い材料でございます。それから備品購入といたしまして、利用者の生活用の家電製品が主なものでございます。

続きまして、小松寮の生活改善費でございますけれども、549万円、お願いするものでございます。

主なものにつきましては、賃金といたしまして、梨剪定等にかかわります雇用の賃金、それから需用費といたしまして、家畜とか、梨関係の経費をお願いをするところでございます。

以上でございます。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。

4款衛生費1目の保健衛生総務費でございます。この項目は、人件費、一般職の人件費20人と、この中で、主なものといたしましては、13委託料の基本健診及びがん検診が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

その中で、繰り出し金1億2,110万円、健康温泉館特別会計の繰り出し金でございます。

続きまして、2項の母子保健費でございますが、乳児健診、四、五カ月健診から十、十一カ月健診及び1歳半から3歳時健診の健診に必要な事業でございます。

この中で、次のページの乳幼児扶助費、乳幼児医療助成費もこの項目でございます。

続きまして、3目の精神保健福祉費でございますが、主なものといたしましては、精神障害者

の居宅生活支援費あるいはショート、地域生活補助費いわゆるグループホームでございます。それと負担金補助交付金の中のさくら会共同作業所の補助金でございます。

続きまして、4目の予防費でございますが、主に13委託料の高齢者インフルエンザ予防接種あるいは予防接種ということで、これは3種、2種、麻疹、風疹等の予防接種でございます。

以上でございます。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長です。

5目の環境衛生総務費で、2億2,424万7,000円のお願いをしております。給料が8名分、組んでおります。

次のページをお願いします。

あとこの費目につきましては、火葬場関係、公園、公衆トイレ関係の経費が大部分でございます。

大きいのが、13節の委託料に、宿直管理等ということで、火葬場の湯布院、庄内の4名分を、1,053万円ほど組んでおります。

それから6の環境対策費ですが、542万3,000円をお願いしております。この中に19節ですが、126万7,000円、これは今まで旧庄内町でしてました花いっぱい運動推進協議会の補助金、それからその下に金額は少ないですが、生ごみ処理機の購入補助金ということで、60万円をお願いしております。

次のページをお願いします。

4款衛生費2項清掃費1清掃総務費でございますが、4億9,036万6,000円、お願いしております。

この分は、19節の負担金を見ていただければおわかりのように、由布大分環境衛生組合の負担金が4億8,091万3,000円で、大部分を占めております。

それから次の2目でございますが、じんかい処理費ということで、1億893万3,000円、お願いしております。これにつきましては、ごみ収集運搬等、また施設等に係る経費でございます。

ちなみに、大きいのが13の委託料でございますが、湯布院地区のごみ収集処理業務委託が6,188万1,000円、資源ごみの処理委託料が2,900万円をお願いしております。

次の、3目でございますが、し尿処理費ということで、1,936万5,000円をお願いしております。

これにつきましても、し尿処理関係の経費でございますが、し尿処理業務ということで、13の委託料に1,624万1,000円、お願いしております。

以上でございます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

3項上水道費1目の上水道施設費28の繰り出し金でございますが、簡易水道特別会計へ9,509万7,000円、上水道特別会計へ4,683万6,000円、計の1億4,193万3,000円を繰り出しのお願いをしてるところでございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 次の74ページをお願いいたします。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費ということでございます。

この経費につきましては、高齢者就業支援センターに係るところの経費でございます。主なものといたしましては、臨時職員2名の賃金と、19節シルバー人材センターの補助金が主なものでございます。

以上でございます。

農業委員会事務局長（立川 忠実君） 農業委員会事務局長でございます。

74ページの下をお願いしたいと思います。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございますが、全体で、5,271万2,000円のお願いでございます。

この内容につきましては、農業委員の関係が、9月まで40名、10月以降38名という形の委員の費用が主なものでございます。

また人件費につきましては、庄内、湯布院の市民サービス課の農林系の2名を含めまして、6名の人件費でございます。

それから、13節の委託料276万円でございますが、これにつきましては、測量設計ということで書いてございますが、これは17年度もお願いしておりますが、JM牧場、豚の、庄内のJM牧場の関係で、一応、農地と山林の境界の測量費ということで、これは現在まだ裁判中でございます。

この裁判が、決着がついて、またそのJM牧場と、地元の方とまた話がついた段階で、測量するという形での計上でございます。

よろしく申し上げます。

農政課長（平野 直人君） 続きまして、2目の農業総務費でございます。この中身は、主に職員の給料、手当等でございます。

次に、3目の農業振興費でございます。ここは、主に人づくり村づくり組織づくりということをする目でございます。3億550万5,000円計上させていただいておりますが、その主な内容といたしましては、7節の賃金、嘱託職員の486万円がありますが、営農指導員を2名採用して、全市に営農指導していただくということで、計上させていただいております。

次に、委託料ですが、ふれあい農園の管理業務委託料ということで、230万円計上させてい

ますが、これは、挾間町のふれあい農園の管理委託の分でございます。

次に、78ページになりますが、負補交でございます。下の方に由布地域担い手育成総合支援事業等負担金というのがございますが、これは認定農業者の育成支援をするものでございます。

次に、79ページに行きまして、園芸産地改革促進対策事業、これ、2,190万円ございますが、これはトマトハウスを建設するものでございます。

次に、真ん中の方に行きまして、集落営農組織育成対策事業の補助金800万円ですが、これは、集落営農集団に対しまして、それぞれ必要な機械の補助をするものでございます。

次に、4目の畜産業費でございますが、この項目では、畜産すべてをあらわしてる部分でございまして、主に、80ページをお開きください。負補交の部分でございます。

上の方に、草地原地一体化利用総合整備事業補助金とございますが、これは、塚原の酪農農家が、畜舎を建設をいたします。すべて地元負担金も含めまして、市の方に入れていただきまして、大分県農業農村振興公社というところが、この畜舎を建てるわけでございます。そこに支払うものでございます。

それから、安全安心の飼料増産対策事業でございます。これは庄内町の栢の木地区という地域に、畜産が盛んなところでございまして、機械を導入するという計画を持っております。

その下に、構築連携資源環境推進モデル事業とございますが、これも、直野内山の貸舎等をつくるものでございます。

これは、集団でやりますんで、戸数が23戸でございます。23戸を一集団として、補助を出すものでございます。

それから、次に、農地費でございます。ここの目は、通常いいます耕地事業でございまして、農業土木のすべてを行う目でございます。

委託料の中に、農村振興基本計画の策定業務とありますが、これは、一般の農業の農村整備計画も計画しておりますけれども、ハード部分で、この計画書がないと、事業採択がなされないというルールになっておりまして、旧3町とも、これをやる予定であったんですけども、新市になって、これをつくるということでございまして、18年度、つくってまいりたいというふうに思っております。

それから工事費の1,000万円でございますが、これは、挾間町の都市計画区域内の水路改修でございます。条例で、都市計画用途区域内の農業用排水路分担金条例というのがございますけれども、この部分に当たるものでございます。

それから、県営農免農道整備事業負担金750万円でございますが、これは庄内、湯平の5期工事の負担金でございます。

次に、県営用排水路整備施設整備事業の負担金ですが、2,239万9,000円、計上させて

いただいておりますが、これは、県営事業でございます、長宝、下市、大龍等7地区あるわけでございます。その県営事業の負担金でございます。

それから、真ん中辺に、直入庄内区域農業用道路整備負担金というのがございます。3億9,810万円でございますが、これは、直入庄内線の農道でございますけれども、これを一括返済をするということで、財政の方で、借りかえをやる部分でございます。

それから、下の方に農林漁業金融公庫の資金損失補償金ということがございますが、これは庄内町と挾間町の県営圃場整備事業でやった自己破産等したところの損失を補償しなければいけない金額でございます。

82ページをお開きください。

林業振興費でございます。

委託料の中に、有害鳥獣の駆除という項目がありますが、300万円です。これは、有害駆除をしていただくために、猟友会等に支払うものでございます。

次に、19節の中の下の方に、緊急間伐事業補助金というのがございます。これは、全市におきますところの間伐事業を行っていただく事業でございます。

それから、次に3目の林業事業の費でございますが、1,495万円でございます。

委託料の中に分筆ということがございます。(発言する者あり)この分筆は、大分中部線の開設工事を行うための分筆をしなければいけない部分ができまして、そのための委託料でございます。

それから、19節の中に、林道大分中部線開発事業負担金というものがございますが、今、これは湯布院町の城ヶ岳のところをやっております。そこの県営でやっておりますんで、負担金でございます。

次に、83ページの中の水産業振興費でございますが、これは、56万2,000円ということで、内水面等、稚魚等の補助を出すものでございます。

以上でございます。

商工観光課長(吉野 宗男君) 商工観光課長です。

83ページ、7款商工費をお願いいたします。

1目商工総務費7,031万5,000円をお願いいたしておりますけれども、職員10名分の給料と、職員手当でございます。

2目の商工振興費2,343万7,000円のお願いをいたしております。この中で、主なものは、19節の商工会補助金1,290万円でございます。

この内訳でございますけれども、挾間町商工会が496万円、庄内町商工会が324万円、それと湯布院町商工会が470万円でございます。

次のページをお願いいたします。

3目の観光費でございますけども、4,490万6,000円お願いいたしております。この中で、一番主なものが、19節の観光協会補助金1,250万5,000円、それと祭り事業補助金1,417万8,000円でございます。

以上でございます。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。

8款土木費1目の土木総務費については、主なものは、人件費と負担金です。

19の負担金補助及び交付金について、急傾斜地崩壊対策事業負担金650万円については、旧挾間町の宮田地区、庄内町の下久保地区の県への負担金でございます。

次に、2項の道路橋梁費の1目の道路維持費でございます。これの本年度予算額が、5,971万6,000円でございます。

主に、維持の15の工事費でございます。3,000万円でございます。

次に、2目の道路新設改良費でございます。今年度の予算は、6億2,519万円でございますが、13節の委託料8,330万円、設計管理340万円、測量設計670万円、この中の路線については、6路線が説明にありますが、庄内町の室小野線というのが入りまして、測量設計が7路線になります。

それについてのまた不動産の鑑定、登記事務、そして、15の工事請負費については、説明の路線の8路線です。

一番上のこの向原別府線については、路線名は一つですが、挾間の北方工区と七蔵司工区が入ります。

公有財産の購入費が9,626万4,000円、説明のとおりの3路線でございます。

次の19負担金補助及び交付金について、県道改良事業の負担金でございますが、県の改良事業の負担金は、県道の龍原挾間線、これ谷地区でございます。それと、大分挾間線、これ北方地区でございます。

それと、これは今の2線は挾間地区と庄内町に通っている東山庄内線、これ大津留地区、それと湯布院町にあります、県道通ってます安心院湯布院線、川上地区でございます。この負担金が4,875万円でございます。

また22の報償補てん及び賠償金でございますが、これは、市道改良に伴う3路線でございます。

路線名を申しますと、若杉線ほか1線、それとこれは今の湯布院町、庄内町の室小野線、庄内町の宇南畑田線でございます。

次に、89ページ、河川費、これは本年度1,252万3,000円でございます。

主なものの事業としまして、公有財産、土地購入でございます。これは、1,100万円は、湯布院町の岳本水路用地購入費でございます。

次に、都市計画費でございます。1目の都市計画総務費でございますが、主な事業として、委託料の中に、都市計画道路整備検討業務と、424万2,000円、これは都市計画法、路線の見直し業務の路線の事業でございます。

都市計画については、挾間町が9路線、湯布院町が6路線の委託でございます。

次に、2目の土地利用規制対策費でございます。これ35万円でございます。主に事務的経費でございます。

次のページをお願いします。90ページを。

90ページの8款の土木費の5の下水道費、これについては、公共事業の下水で、一般会計から繰り出し金でございます。1,498万3,000円でございます。

6目の住宅費、住宅管理については、主なものについては、15の工事請負費でございます。市営住宅の解体と住宅の雨漏り工事等が533万円でございます。

以上でございます。

消防本部総務課長（河野 達雄君） 消防本部総務課長の河野です。

91ページの9款消防費を説明させていただきます。

1目の常備消防費、本年度予算は、6億1,025万4,000円をお願いしてありますが、主なものとしては、2節、3節、4節、19節の人件費で、約95%を占めております。

今年、新規にお願いしたのは、8節の報償費の12万円でございます。これは、消防施設庁舎ですが、これが老朽化しておりますので、消防設置、施設設置委員会を設置して協議をしていただく委員さんの謝金として計上しております。

あとは主なものとしてはありません。通常経費でございます。

以上で説明終わります。

防災危機管理室長（柚野 邦裕君） 防災危機管理室長です。

92ページをごらんください。

非常備消防費でございますけど、報酬費でございますけど、消防団の団員の報酬として、由布市で805名分の団員の報酬を、1,460万2,000円を見ております。

それから旅費でございますけど、費用弁償といたしまして、986万円ですけど、これは、消防団員の出勤手当でございます。

次に、93ページをごらんください。

18の備品購入費でございますけど、消防団団員の作業服を今回、予定しております。1,141万円でございます。

それから消防団の団旗を、こしらえ、買いたいと思っております。団旗、分団旗、分旗ともに679万4,000円でございます。

次に、19節でございますけど、県消防補償組合負担金ということで、1,690万2,000円でございます。これは損害補償とか、退職補償とか、諸支出金等でございます。

次に、94ページをお願いします。

4目の災害対策費でございますけど、13節でございますけど、事業策定業務ということで、900万お願いしておりますけど、これは、地域防災計画と国民保護計画を、業務委託を予定しております。

以上でございます。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課、太田です。

10款、94ページですが、10款教育費1項教育総務費2目の教育費でございますが、1の報酬ですけども、これは就学指導員の報酬、3名分でございます。

それから、給料でございますけども、教育長並びに一般職員の10名分の給料でございます。

7節の賃金でございますけども、臨時職員9名分の賃金でございます。

それから特別旅費でございますけども、これにつきましては、英語指導助手の帰国の旅費でございます。イギリスとアメリカでございます。

96ページをお願いします。

委託料でございますが、スクールバスの運行業務の委託でございます。

それから、登記事務でございますが、それと14節の敷地料、それから17節の土地購入費につきまして、一括して説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成8年の9月に、旧挾間町において、挾間中学校、由布川小学校の里道、水路の用途配置に伴いまして、普通財産の売り払い申請がなされておりますけども、いまだに購入がされておられません。

昨年の11月、12月にかけてまして、大分財務事務所より、10年目を迎えるので、時効となるから、早急に処理をされるように、通知がありました。

そういったことで、今回、予算措置をしたところでございます。

内容でございますけども、売買代金ですが、挾間中学校におきましては、853万円、平米が789.78平米、平米当たり1万800円でございます。

それから由布川小学校でございますが、414万円でございます。面積ですが、287.83平米、平米当たり1万4,383円でございます。

それから、敷地料でございますが、10年間分としまして、挾間中学校170万6,000円、1年間17万600円でございます。それから由布川小学校、82万8,000円、1年間に

8万2,800円ということで、今回、使用料、それから公有財産の購入ということで、計上をお願いしております。

それから、24節でございますが、奨学金の支出金でございます。

それから小学校費でございますが、1目の学校管理費、主なものとして、賃金の臨時職員28名分、それから修繕でございますけども、これは、各小学校のトイレ等の修繕でございます。98ページをお願いします。

耐震診断ということで、西庄内小学校を今回、予定しております。

それから、工事請負費でございますが、今回、湯平小学校の屋上の防水等の復旧工事、それから南庄内小学校講堂窓の改修工事、それから挟間小学校の門扉等の改修工事を上げております。

それから、3項の中学校費でございますが、賃金でございますが、臨時職員の賃金6名分でございます。

それから、修繕料でございますけども、これにつきましては、挟間中学校の自転車置き場の修理、それから湯布院中学校の体育館の屋根の修理等でございます。

次の、100ページをお願いします。

工事請負費100万円でございますが、これは、庄内中学校、生徒会の床の改修工事でございます。

それから、101ページの幼稚園費でございますが、7節の賃金、これは臨時職員9名分でございます。

それから、102ページでございますが、修繕料、これにつきましては、各幼稚園のトイレ等の修繕でございます。

それから、103ページ、学校給食費の賃金でございますが、作業員、調理員の賃金でございます。

それから修繕料でございますけども、これにつきましては、湯布院の給食センターの食器洗浄器等の修繕でございます。

以上でございます。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課、甲斐でございます。

社会教育の方、御説明いたします。

社会教育総務費の社会教育委員さんの報酬、これ15名の分でございます。

それから、次のページ、105ページでございますが、賃金、7節の賃金でございますが、職員、臨時職員、それから嘱託職員、これにつきましては、臨時職員は、挟間と川西、湯平、各公民館の職員でございます。

それから嘱託職員でございますが、挟間の地域子供教室、それから湯布院の青少年ボランティア

ア、そして湯平、東院、川西の公民館長さんでございます。

続きまして、8の報酬費でございますが、各謝金でございます。この中で、生涯学習課といたしましては、新規事業といたしまして、青少年の健全育成調整会議、これは官から民へという形のものをつくっていくことでございます。

それから生涯学習推進計画策定アドバイザー、これにつきましては、生涯学習の推進計画策定を、長期、中期の策定を考えております。

それから、通学合宿の講師でございますが、通学合宿は、3地域の子供たちを一同に集めまして、6泊7日の通学合宿を行いたいと思っております。約30名を考えております。その下のチャレンジウォークでございますが、これ一つの新規事業でございます。挟間から湯布院に向けて10日間の夏休みを利用したチャレンジウォークをやりたいと思っております。地域を知ろうということでやりたいと思っております。それから家庭教育につきましては、青少年健全育成のための家庭教育の講座を開こうと思っております。

それから13節の成人式の事業でございますが150万円組んでおります。これにつきましても、今年やりましたように来年も3町、3つの地域を合わせた合同成人式を行おうと思っております。

106ページでございますが19節の負補交でございますが、旧町の形をそのまま残していこうということで、町の女性団体、連絡協議会それから町Pそれから自治公民館活動費助成金、自治公民館の活動費に関しましては事業割それから均等割それから戸数割ということで、450万円を組んでいます。それから青少年健全育成市民会議の補助金として湯布院町が76万円、あとは県の、2町ですかね庄内、挟間の2町の県に納める負担金でございます。それから湯布院文化映画記録祭の補助金、それから子供音楽祭補助金ということで残しております。

第2目の公民館費でございますが、これ職員の給与が主なものでございますが、各公民館の失礼しました。7の賃金でございます。臨時職員、これ嘱託職員は2人でございますが挟間、庄内の公民館の嘱託でございます。それから謝金でございますが、ここで御紹介でございますが、各公民館それぞれ青少年健全育成に向けての事業を組んでおります。ちなみに挟間が250万円、それから庄内が通学合宿ということで60万円それから湯布院が野外教育ということで114万円、ただし挟間の場合は文部科学省の直接の委託料でございますので、この予算上には計上しておりません。

続きまして108ページでございますが図書館費、これにつきまして賃金でございますが挟間の嘱託職員、館長1名、職員6名、以上7名の賃金を組んでおります。それから報償費でございますが、謝金として有償ボランティア講師謝礼等に89万円でございます。

それから4目の文化財保護費でございますが、報酬といたしまして文化財調査員を7名お願い

しております。それから賃金でございますが、これ日野病院、旧日野病院の文化財これにつきまして作業着、除草とかいろんな形でやってもらうのに19万2,000円、それから嘱託職員として管理人さんに108万円ということでございます。これ1名でございます。

それから110ページの文化施設費、これにつきましては臨時職員、ゆうゆう館に1名、夜と昼で2名おりますけど1名という形でやっていただいております。作業員が海の家でございます。これ1名。それから嘱託職員は歴史資料館の館長さんの嘱託料でございます。

以上、社会教育としては以上でございます。よろしく申し上げます。

体育振興課長（佐藤 省一君） 111ページお願いいたします。体育振興課の佐藤です。7項の保健体育費1項1目の保健体育総務費につきましては、体育指導員それから職員8名分の予算を計上いたしております。それと、国体関係予算を計上いたしております。

112ページをお願いいたします。9の旅費につきまして費用弁償ですが、この費用弁償につきましては体育指導員の県大会、九州大会それから全国大会の旅費を組んでおります。全国大会につきましては今年は別府でありますので参加するようにしております。それから特別旅費につきましては、今年兵庫国体それから来年開催されます秋田のリハーサル大会、それから国体が終わりまして概要説明がありますのでその視察研修でございます。それから13の委託料、看板設置でございますが、国体の広報看板を設置する予定にしております。各町5つ予定をしております。

それから15の工事請負費、ラグビー場建設工事でございますが、このラグビー場建設につきましては平成17年度に土工排水工事3,045万円の予算をいただきましたが、優良起債の切りかえという形で17年度は予算を減額しております。新たに18年度工事費の予算を計上しておりますが、工事費につきましてはランニングコスト等比較検討の結果、人工芝で計画をいたしております。

それから19の負担金補助及び交付金でございますが、市体協補助金でございますが1,549万1,000円、この中身につきましては市体協で利用するのが858万円、それから地区体協、湯布院、挾間、庄内に約700万円の補助金を出す計画をしております。

続きまして2目の体育施設費でございますが、この体育施設費につきましてはB&Gを除く各町にあります約20の施設の管理維持費でございます。それとスポーツセンターの維持費が入っております。特に13の委託料につきましては清掃管理それから浄化槽の清掃それから宿直管理、警備保障関係の予算を計上いたしております。

114ページをお願いいたします。15の工事請負費でございますがスポーツセンター体育館改修ということで、前回の議会に実施設計を上げまして、実施設計ができ次第臨時議会等を開いて予算計上することにしてたんですが、実施設計が3月の上旬じゃないと上がらないということ

で新年度に予算計上をさせていただきました。工事費については約6,600万ぐらいかかる予定でございます。

それから3目のB&Gプール費でございますが、B&Gのプールにつきましては挟間と湯布院の2カ所でございます。この中もその2つのプールの維持費が上がっております。特に13の委託料につきましては施設清掃の管理委託ということで、挟間の清掃管理、監視、受け付け業務等が入った金額でございます。

以上でございます。

農政課長（平野 直人君） 11款の災害復旧費1項の農林水産業施設災害復旧費でございます。1目の災害復旧費ということで300万円計上させていただいております。これは負補交で300万円補助するものでございます。

建設課長（生野 利雄君） 続きまして2項の公共土木施設災害復旧費でございます。主なものは工事費の4,000万円でございます。これについては今年の台風14号による湯平小学校前の平原橋の橋梁のかけかえ工事で、上の委託料300万円と次のページのかけかえ工事に伴う、橋の位置が変わりますので財産購入費の50万円でございます。

以上です。

財政課長（米野 啓治君） 続きまして11款の災害復旧費3項文教施設災害復旧費でございますが、これは一応廃目となっております。12款の公債費でございます。元金、本年度は17億4,139万5,000円それから利子が3億3,248万1,000円となっております。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。117ページの諸支出金の普通財産取得費の1土地取得費関連でございます。17の公有財産購入費関連でございますが、この土地購入費関連につきましては、土地開発公社の事業の利子補給あるいは挟間地域で購入しております用地部分の市の持ち出し分でございますので、よろしくお願いたします。

財政課長（米野 啓治君） 続きまして13款の諸支出金の基金費でございます。本年度予算額2,465万8,000円となっております。内訳といたしまして財政調整基金がこれは、基金の積立金でございます。財政調整基金が5万1,000円それから減債基金が2,442万3,000円となっておりますが、これはラグビー場に関する補助金の積み立てが入っております。地域福祉基金につきましては15万1,000円、土地開発基金が1万6,000円、ふるさと水……、これは一応廃止してるんです。これはまた後から検討いたします。うるおいのある町環境整備基金が3,000円それから定住化促進対策基金が8,000円となっております。それから14款の予備費が一応本年度は2,000万円をお願いいたしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で平成18年度の由布市一般会計予算についての説明を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。議員各位は向こうの部屋にちょっと集まってください。

午後4時40分休憩

午後4時50分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。お諮りします。会議規則第9条の規定により会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項の規定によりあらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

会議を続けます。先ほど財政課長の説明の中で補足したいことがありますので、財政課長どうぞ。

財政課長（米野 啓治君） 財政課長です。先ほど基金積立金のところでふるさと水と土保全基金は廃止されたんじゃないかという声がありましたが、これにつきましては今回まだ条例が可決されていませんので、一応基金の積立金は上げております。それから、もし廃止されましたら6月の補正のときに落としたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第68、議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。簡単明瞭にやってください。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ32億4,004万1,000円であります。特に歳出の主なものにつきましては保険給付費23億1,575万5,000円、これ4ページでございます。これにつきましては全体の71.5%ということでございます。それと老人保健拠出金、これにつきましても6億3,667万5,000円、4番目の介護納付金、これにつきましては11億8,912万円ということで、この2、3、4の款の合計しますと全体の97%を占めております。

特にそのほかでは、保健事業につきましては2項の保健センター事業費と、上のですね、上の保健事業費につきましては、1ですね訪問事業費、これにつきましては庄内、湯布院で実施しておりましたけれども、今回旧挾間町の方にも拡大して図りたいと考えております。その主な財源としましては保険税が27.1%を占めております。それから国庫支出金これは負担金と補助金ですけれども、これ1ページですが30.3%を占めております。それから療養給付費の交付

金これが20.9%ということになっております。

以上が主なものでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第69、議案第61号平成18年度由布市老人保健特別会計予算について説明求めます。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第61号平成18年度由布市老人保健特別会計予算、これにつきましては歳入歳出それぞれ48億5,504万1,000円となっております。お願いするものであります。これの主な支出につきましては2ページをごらんください。これの療養諸費の中に48億5,503万4,000円と載っておりますが、ほぼ100%に近い数字の医療諸費の支出でございます。その主な収入につきましては、1ページの支払い基金交付金それから国庫支出金、国庫支出金この3つで84.5%の収入でございます。あとは繰入金、市町村負担分が7.8%となっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第70、議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

保険課長（佐藤 純史君） 議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算、歳入歳出総額はそれぞれ27億5,896万7,000円となっております。主な歳出を申し上げますと3ページをごらんください。3ページの2款の保険給付費でございますが26億5,289万4,000円ということで、全体の96.1%の予算となっております。その主な財源としましては保険料15.6%、国庫支出金28%、支払い基金交付金が30%、県の支出金が12.4%となっております。これは特に認定等における介護サービスの諸費が主なものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第71、議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。今回18年度では簡易水道では維持管理に伴うものが主であります。給料、職員手当、共済費等庄内振興地域の水道係3名分でございます。需要費といたしまして2,147万3,000円、13の委託料として1,865万6,000円、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。工事請負費でございますが2,700万円、これは庄内地区の新設及び布設がえに伴います4件とメーター更新を292件、それと浄水場及び取りつけ道の整備でございます。公債費でございますが元金の8,762万6,000円、利子の3,410万

6,000円、合わせまして9,509万7,000円でございます。一般財源が2,663万5,000円。

それに伴います収入でございますが6ページの負担金でございますが、これは加入負担金でございます。537万5,000円。これは31戸分でございます。水道使用料といたしまして1億2,048万円ということでございます。一般会計繰入金より9,509万7,000円ということでございます。

主なものは以上でございますが、最初のページをお願いいたします。歳入歳出予算で第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,416万円と定めるということでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第72、議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

建設課長（生野 利雄君） 建設課の生野です。議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

6ページをお願いします。歳出、3款の公債費1目の元金1,182万円、2目の利子385万円、元金と償還金利子を含めて1,566万2,000円でございます。

前に戻って5ページをお願いします。歳入、4款の繰入金1目の一般会計繰入金1,498万3,000円、一般会計より繰入金となっております。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,649万7,000円と決めました。この事業については休止でございます。説明終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第73、議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課の麻生でございます。議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,251万2,000円と定めてございます。

7ページの方、歳出からいきますので7ページの方をお願いします。一般管理費1,247万2,000円、これは職員1名分の人件費が主なものでございます。それから3目の維持管理事業費でございますが2,193万5,000円、これは施設の維持運営管理に必要な経費を上げてございます。

次のページをお願いします。2款公債費1項公債費で元金が5,280万1,000円、それから利子が2,480万4,000円の公債費が7,760万5,000円を歳出の方で上げております。

申しわけありませんが前に5ページの方に返っていただきたいと思っております。5ページの歳入の方でございますが、1目の分担金及び負担金で農業集落排水負担金ということで庄内町東長宝が1カ所と挾間町の来鉢の分で1カ所、加入負担金を2件分ほど見て84万円見ております。

それから2款の繰入金でございますが、一般会計の方から繰入金ということで8,581万5,000円ほど歳入に上げてございます。それから2項の基金繰入金でございますが、農集排の基金の方から390万6,000円ほど基金を取り崩しております。ちなみに2月末では基金残高は挾間、庄内の分を合わせまして5,900万円ありますが、それから390万円ほど取り壊してございます。

それから次のページをお願いしたいんですが、次のページで4項の繰越金でございますが、1目の繰越金で17年度予算から200万円程度の繰り越しを見込んでおります。それから5款の使用料及び手数料で使用料でございますが、農業集落排水施設の使用料ということで1,993万8,000円を見て農業集落排水予算を定めております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第74、議案第66号平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について説明を求めます。

健康温泉館長（浦田 政秀君） 健康温泉館の浦田でございます。議案第66号平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,878万8,000円と定めるものでございます。

それでは御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。歳入でございますが健康温泉館収入といたしまして、本年度予算といたしまして2,768万8,000円、内訳の主なものとして売り上げ収入2,448万6,000円、使用料320万円、2款の繰入金でございますが1億2,110万円、一般会計からの繰入金でございます。

次に4ページをお願いいたします。歳出の方でございますが1款の健康温泉館費でございますが、本年度予算といたしまして6,187万8,000円でございます。内訳といたしましては一般管理費2,735万5,000円、施設管理費3,452万3,000円でございます。2款の公債費8,580万8,000円、元金といたしまして7,142万8,000円、利子といたしまして1,438万円でございます。3款の予備費といたしまして110万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第75、議案第67号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について説明を求めます。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課です。平成18年度の由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について説明申し上げます。

この事業につきましては、平成8年度に旧挾間町の向之原駅隣接駐車場用地を公共用地先行取得債で購入した返済予算でありまして、平成18年度が最終年になっております。1年据え置き10年返済でございます。元利合わせまして399万1,000円を返済するものでございま

すが、財源としましては一般会計の繰り入れでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第76、議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算について説明を求めます。水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算の説明をいたします。

1ページでございますが、業務の予定量でございますが給水戸数8,300戸、湯布院が3,200戸の挟間が5,100戸ということでございます。年間総給水量375万7,000立米/年でございます。1日平均給水量1万293/日平均でございます。主要な建設改良事業といたしまして4路線の配水管新設及び改良工事ということでございます。

7ページをお願いいたします。収益的収入でございますが水道事業収益で総額が5億2,820万2,000円でございます。その主たる内訳といたしまして給水収益でございますが、大分大学医学部の漏水調査発見により修理をいたしましたのでその減額と、基本料金の8トンからトン数が10トンに変わりました。その経費が4,870万近所の減額になるということで4億8,000万円の見込みでございます。その他営業収益の一般管理の負担金でございますが1,696万5,000円ということでございます。

8ページをお願いいたします。営業外収益の他会計補助金でございますが一般会計補助金、これは消防学校の元利金及び活性炭処理施設の利息でございますが、挟間地域の分でございますが1,198万4,000円、それと、これも挟間地域でございますが谷の簡易水道事業企業債利息1,769万6,000円、不良消火栓の修理費として10万円ということでございます。

10ページをお願いいたします。10ページからは収益的支出でございますが、水道事業費用で支出の総額が5億2,820万2,000円ということでございます。1目の原水及び浄水費でございますが、これにつきましては原水から浄水場に至るまでの分の維持費的なものでございます。本年度では1億1,342万4,000円の計上をいたしております。賃金につきましては挟間浄水場の3名分の管理人の賃金でございます。14節の委託料でございますが4,311万3,000円、水質検査の委託及び浄水場汚泥処理委託料の1,800万円、活性炭入れかえ委託料の1,200万円が大きなものでございます。19節の動力費でございますが、浄水場及び取水場の電力料でございますが3,120万円ということでございます。薬品費859万円、これは薬品 残留塩素測定試薬等でございます。

2目の配水及び給水費でございますが4,465万4,000円でございます。12ページ、14節の委託料でございますが、水道検針委託料が大きなものでございますが1,101万3,000円ということでございます。17節の修繕料でございますがメーター改造修繕及びこ

れは緊急修理費、これは給水管と配水管本管のことでございまして1,374万5,000円ということでございます。それと19節動力費でございますが、これは各配水池の電力料でございます510万円ということでございます。28節請負工事費でございますが、これはメーター更新に伴います取りかえ工事でございます267万9,000円ということでございます。

3目の受託工事費でございますが、これは新規申し込みのときの工事費でございます3戸分の90万円ということで計上をしております。

4目の総掛かり費でございますが、総額といたしまして1億9,016万円、これは水道課職員11名分の給料等と、水道検針等をいたしまして納付書に至るまでの各電算関係等でございます。

5目の減価償却費でございますが、有形固定資産の減価償却費が湯布院が3,766万円、挟間が8,809万9,000円の1億2,575万9,000円ということで、無形固定資産減価償却費でございますが、水利権でございますが、65万9,000円ということでございます。

16ページでございますが、2項の営業外費用で1目の支払い利息及び企業債取り扱い諸費ということで36節の企業債利息1億1,056万6,000円ということでございます。湯布院が1,515万8,000円、挟間が9,540万8,000円の内訳でございます。

収益的では以上でございます。

19ページをお願いいたします。建設改良に伴います4条予算でございますが資本的収入でございますが、主なものといたしまして3項の消火栓建設受託金の50万円ということでございます。

20ページを次のページをお願いいたします。5項の他会計補助金で1節の簡易水道事業町補助金ということでございますが、これは挟間地区のことでございまして1,655万6,000円ということでございます。

資本的支出でございますが21ページでございます。主なものといたしまして建設改良費で28節の請負工事費でございますが、記載の4件の計上で4,930万円ということでございます。

次のページ22ページをお願いいたします。量水器新設費、2目でございますが43節の量水器新設費これは582万6,000円、これはメーター器の蔵出し分ということでございます。2項の企業債償還金でございますが、42節の企業債償還元金の1億4,935万3,000円ということでございます。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、収入で5億2,820万2,000円、支出、水道事業の支出で5億2,820万2,000円ということでございます。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、第4条で資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるといことで、収入の資本的収入で1,705万9,000円、支出で2億607万2,000円といことで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,901万3,000円は建設改良積立金5,000万円、減債積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億901万3,000円で補てんするといことでございます。

以上で説明を終わります。以下、23ページから地方債の調書等資料をつけておりますので御一読よろしくをお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

・ ・

議長（後藤 憲次君） これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。なお、本日上程されました各議案の質疑につきましては、3月7日、3月8日の本会議にて行います。お疲れさまでした。

午後5時20分散会